

江田島市過疎地域持続的発展計画(案)

令和 8 年度～令和 1 2 年度

広島県 江田島市

目 次

1 基本的な事項	5
(1) 江田島市の概況	5
ア 自然的条件、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	5
イ 過疎の状況	5
ウ 社会経済的発展の方向の概要	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
ア 人口の推移と動向	6
イ 産業の推移と動向	8
(3) 行財政の状況	9
ア 行財政	9
イ 施設整備水準	10
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
ア 江田島市の将来像と基本的な考え方	11
イ 総合的なまちづくりの推進	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	13
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	16
3 産業の振興	16
(1) 現況と問題点	16
ア 農業	16
イ 林業	17
ウ 水産業	18
エ 企業誘致	18
オ 起業・販路拡大	18
カ 商業	18
キ 工業	19
ク 観光又はレクリエーション	20
ケ 港湾・漁港の維持・整備	20
(2) その対策	22
ア 農業	22
イ 林業	23
ウ 水産業	23
エ 企業誘致	23
オ 起業・販路拡大	24
カ 商業	24
キ 工業	24
ク 観光又はレクリエーション	24
ケ 港湾・漁港の維持・整備	24
(3) 計画	25
(4) 産業振興促進事項	29
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種	30
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	30
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	30

4 地域における情報化	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
5 交通施設の整備、交通手段の確保	32
(1) 現況と問題点	32
ア 市道等の整備	32
イ 農道、林道の整備	32
ウ 交通確保対策	32
(2) その対策	32
ア 市道等の整備	32
イ 農道、林道の整備	33
ウ 交通確保対策	33
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
6 生活環境の整備	34
(1) 現況と問題点	34
ア 上水道	34
イ 下水道	35
ウ 合併処理浄化槽	35
エ 廃棄物処理・火葬場	35
オ 消防・救急施設等の整備	36
カ 防災組織	36
キ 防災機能の充実・強化	36
ク 住宅の整備	37
ケ 防犯	37
コ 交通事故防止	37
サ 公園	37
(2) その対策	38
ア 上水道	38
イ 下水道	38
ウ 合併処理浄化槽	38
エ 廃棄物処理・火葬場	38
オ 消防・救急施設等の整備	39
カ 防災組織	39
キ 防災機能の充実・強化	39
ク 住宅の整備	40
ケ 防犯	40
コ 交通事故防止	40
サ 公園	41
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	44
(1) 現況と問題点	44
ア 児童の保健・福祉	44
イ 高齢者の保健・福祉	44
ウ 障害者(児)の保健・福祉	45
(2) その対策	45
ア 児童の保健・福祉	45
イ 高齢者の保健・福祉	46

ウ 障害者（児）の保健・福祉	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
8 医療の確保	52
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	53
(3) 計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
9 教育の振興	54
(1) 現況と問題点	54
ア 学校教育	54
イ 生涯学習、社会教育及び社会体育	54
(2) その対策	55
ア 学校教育	55
イ 生涯学習、社会教育及び社会体育	55
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	59
10 集落の整備	59
(1) 現況と問題点	59
ア 協働のまちづくり	59
イ 多文化共生の推進	59
ウ 公共施設の再編・整備	60
(2) その対策	60
ア 協働のまちづくり	60
イ 多文化共生の推進	60
ウ 公共施設の再編・整備	60
(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
11 地域文化の振興等	62
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	62
(3) 計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	63
12 再生可能エネルギーの利用の推進	63
(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	63
(3) 計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	64
(1) 現況と問題点	64
(2) その対策	65
(3) 計画	65
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65
事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	66

※文中のグラフ、表の金額について、表示単位で端数処理を行っているため、合計と一致しない場合があります。

1 基本的な事項

(1) 江田島市の概況

ア 自然的条件、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、瀬戸内海の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々から構成され、総面積は100.65km²である。政令指定都市の広島市及び中核市の呉市に近接しており、広島都市圏、呉都市圏の機能を分担できる位置関係にある。

広島港（宇品）及び呉港（呉中央）と本市の港間の海上直線最短距離は、広島市から江田島まで約7.5km（宇品～切串）、能美島まで約12km（宇品～三高）、呉市から江田島まで約6km（呉～小用）である。また、早瀬大橋（昭和48年開通）と音戸大橋（昭和36年開通）・第二音戸大橋（平成25年開通）を経由して本土と陸続きである。

地形は、野登呂山（標高542.0m）、陀峯山（標高438.0m）、三高山（砲台山）（標高401.8m）、古鷹山（標高394.0m）などで形成される山地や丘陵地が大半を占める。まとまった平地部としては、海岸線の一部と、江田島町の中央、江田島町・大柿町の境界の江南・飛渡瀬、能美町の中町・鹿川、大柿町の大原の4地区に大別することができ、これらの地区に人口と都市機能が集積している。

気候は、令和6年の呉特別地域気象観測所の気象状況では、年平均気温17.9℃で温暖であり、降水量は年間合計値が1,856.5mmで、広島市の1,908mmに比べて少ない。

本市は、明治初期には17の村があったが、徐々に合併を重ね、昭和20年代から昭和30年代初頭にかけて安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、沖美町、大柿町の4町となり、平成16年11月1日に、この4町が合併し、新しく江田島市として発足した。

イ 過疎の状況

本市の国勢調査における人口は、昭和22年の63,560人をピークに一貫して減少を続け、令和2年には21,930人となっている。昭和22年と比較すると65.5%減少しており、過疎化に歯止めがかかる状態が続いている。

過疎地域の指定は、昭和55年度に大柿町、平成2年度に沖美町、平成9年度に江田島町、平成12年度に能美町が受けた。平成16年11月の4町合併後は市全域が過疎地域となっている。

これまでの過疎対策では、地域の活性化や定住人口の安定を図るために、島しょ部の豊かな自然環境を生かしながら、災害のない安全なまちづくり、交通通信体系の整備、生活環境施設の整備、教育文化施設や福祉施設の整備を行うとともに、産業基盤の整備による雇用の増大、観光開発による地域間交流の促進などに努めてきた。

人口減少・少子高齢化は、地域社会の活力喪失と生産能力の低下をもたらすことが問題であり、これまでその課題ごとに事業を実施してきたが、国全体の経済構造の変化や生活の多様化などの社会的要因により、依然として少子化や若者の流出が続き、少子高齢化が急速に進んでいる。また、移住・定住施策により移住者が増えている地域もある一方、過疎化現象が顕著な地域がある。このため、各地域の特色を生かしたまちづくりや移住・定住への取組を推し進めることで、活力があり、持続可能な地域社会を構築していく必要がある。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

（産業構造の変化）

国勢調査によると、本市の就業人口の総数は昭和35年から令和2年までの60年間で、23,810人から10,498人に減少〔▲13,312人（▲55.9%）〕した。産業別にみると

と、第一次産業は9,442人から1,293人〔▲8,149人（▲86.3%）〕に、第二次産業は5,152人から1,931人〔▲3,221人（▲62.5%）〕へ大幅に減少している。これまで増加傾向にあった第三次産業についても、9,216人から7,206人〔▲2,010人（▲21.8%）〕と減少傾向に転じている。

また、同期間における産業別就業人口比率は、第一次産業は減少〔39.7% ⇒ 12.3%〕、第二次産業は微減〔21.6% ⇒ 18.4%〕、第三次産業は増加〔38.7% ⇒ 68.6%〕の傾向にあり、第一次、第二次産業から第三次産業へと産業構造が変化している。こうした産業構造の変化の背景には、第一次産業については生産活動の低迷、第二次産業については製造業の省力化・建設業などの縮小、第三次産業についてはサービス業等が増大したことが挙げられる。

（地域の経済的な立地特性）

島しょ部である本市は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、政令指定都市の広島市（人口約118万人）や中核市の呉市（人口約20万人）など広域都市圏を構成する一大消費圏に近接している。

農業は、野菜、果実、花き等の商品作物栽培が盛んであり、都市近郊型農業の性格を持っている。また、四方を海に囲まれていることから水産業の中でもカキの養殖業が盛んに行われており、カキの生産量は全国のトップクラスを誇る。

観光面においては、海上自衛隊（旧海軍兵学校）や砲台山創造の森森林公園などの歴史遺産を有し、自然環境を生かした宿泊施設やキャンプ場などレクリエーション施設が整備されていることから、年間約48万人の入込観光客がある。

（社会経済的発展の方向の概要）

今後も厳しい財政状況のもとで、まちづくりを推進していくためには、行政需要に見合った財源の確保を図るとともに、人員を有効に活用し、最少の経費で最大の効果をあげることが求められる。

「第3次江田島市総合計画」では、「豊かな恵みとぬくもりで みんなが輝き活躍できる えたじま」を将来像に掲げ、賑わいや活力があり、誰もが安心して心豊かな生活を送り、若い世代等が様々なチャレンジや応援ができる、持続可能なまちの実現を目指す。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市の人口は、終戦後から一貫して減少をたどり、昭和35年に50,824人であったものが、令和2年には21,930人〔▲28,894人（▲56.8%）〕となり、大幅に減少している。

年齢階層別にみると、0歳から14歳までの年少人口は減少を続けており、高齢者の割合が年々高くなっている。平成2年に若年者比率と高齢者比率が逆転し、令和2年においては若年者比率11.6%に対し高齢者比率が43.6%に達し、高齢化傾向が顕著である。今後もこの傾向は続くものと考えられ、地域社会の活力を維持する上で深刻な問題となっている。

また、令和7年4月1日の住民基本台帳人口による男女人口では、総数19,298人に対し男性9,398人（48.7%）、女性9,900人（51.3%）となっており、構成比では女性が2.6%多くなっている。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

区分	S35年	S50年		H2年		H17年		H27年		R2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 50,824	人 43,476	% △14.5	人 37,252	% △14.3	人 29,939	% △19.6	人 24,339	% △18.7	人 21,930	% △9.9
0～14歳	15,848	9,358	△41.0	5,697	△39.1	2,888	△49.3	2,060	△28.7	1,657	△19.5
15～64歳	30,762	28,375	△7.8	23,784	△16.2	17,547	△26.2	12,294	△29.9	10,656	△13.3
うち15～29歳(a)	11,632	9,376	△19.4	6,414	△31.6	4,336	△32.4	2,740	△36.8	2,541	△7.2
65歳以上 (b)	4,214	5,743	36.3	7,771	35.3	9,504	22.3	9,970	4.9	9,572	△4.0
(a)／総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
若年者比率	22.9	21.6		17.2		14.5		11.2		11.6	
(b)／総数	%	%	-	%	-	%	-	%	-	%	-
高齢者比率	8.3	13.2		20.9		31.7		41.0		43.6	

表1－1（2）人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年4月1日		平成17年4月1日			平成22年4月1日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 32,052	-	人 30,211	-	% △5.7	人 27,778	-	% △8.1
男性	% 15,412	48.1	% 14,446	47.8	% △6.3	% 13,237	47.7	% △8.4
女性	% 16,640	51.9	% 15,765	52.2	% △5.3	% 14,541	52.3	% △7.8

区分	平成27年4月1日			令和2年4月1日			令和7年4月1日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 24,490	-	% △11.8	人 21,849	-	% △10.8	人 19,298	-	% △11.7	
男性 (外国人住民除く)	% 11,698	47.8	% △11.6	% 10,563	48.3	% △9.7	% 9,398	48.7	% △11.0	
女性 (外国人住民除く)	% 12,792	52.2	% △12.0	% 11,286	51.7	% △11.8	% 9,900	51.3	% △12.3	
参考	男性 (外国人住民)	312	1.3%	-	516	2.3%	65.4%	661	3.3%	28.1%
	女性 (外国人住民)	238	1.0%	-	267	1.2%	12.2%	327	1.6%	22.5%

※ 平成24年7月から、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となった。

表1-1(3) 人口の見通し

	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
国立社会保障・人口問題研究所 推計	19,673 人	17,560 人	15,482 人	13,543 人	11,780 人	10,232 人

イ 産業の推移と動向

産業別人口の動向を構成でみると、第一次産業は昭和35年に39.7%であったものが、令和2年には12.3%に減少している。これは、農業者や漁業者の高齢化や担い手不足等の理由によるものと思われる。第二次産業は、減少しているもののほぼ横ばい傾向にある。第三次産業は、昭和35年に38.7%であったが漸次増加し、令和2年には68.6%に達している。これは全国的な傾向であり、小売業及び外食産業等の伸展によるサービス業の増加によるもので、今後もこの傾向が続くものと思われる。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	S35年	S40年		S45年		S50年		S55年		S60年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 23,810	人 22,857	% △4.0	人 23,116	% 1.1	人 21,452	% △7.2	人 20,461	% △4.6	人 19,496	% △4.7
第1次産業	9,442										
就業人口比率	39.7%	31.8%	—	26.2%	—	20.8%	—	21.7%	—	21.1%	—
第2次産業	5,152										
就業人口比率	21.6%	27.0%	—	26.9%	—	28.0%	—	25.8%	—	24.2%	—
第3次産業	9,216										
就業人口比率	38.7%	41.2%	—	46.9%	—	51.0%	—	52.4%	—	54.6%	—

区分	H2年		H7年		H12年		H17年		H22年	
	実数	増減率								
総数	人 17,673	% △9.4	人 17,162	% △2.9	人 15,527	% △9.5	人 14,537	% △6.4	人 12,277	% △15.5
第1次産業							1,986		1,437	
就業人口比率	17.2%	—	16.3%	—	15.0%	—	13.7%	—	11.7%	—
第2次産業							3,043		2,548	
就業人口比率	24.9%	—	23.6%	—	21.8%	—	20.9%	—	20.8%	—
第3次産業							9,508		8,292	
就業人口比率	57.8%	—	59.9%	—	63.2%	—	65.4%	—	67.5%	—

区分	H27年		R2年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,407	% △7.1	人 10,498	% △7.9
第1次産業	1,362		1,293	
就業人口比率	11.9%	—	12.3%	—
第2次産業	2,195		1,931	
就業人口比率	19.2%	—	18.4%	—

第3次産業	7,775	—	7,206	—
就業人口比率	68.1%	—	68.6%	—

(3) 行財政の状況

ア 行財政

本市の財政状況は、人口減少や地価の下落などにより、歳入の根幹である市税収入が減少する一方で、少子高齢化による社会保障費や子育て対策費の増加、施設の維持管理費の高止まりなど厳しい財政状況が続いている。また、普通交付税合併算定替の特例措置が令和元年度で終了、合併特例債も令和6年度に発行期限を迎えるに伴う国の支援も終了した。今後、大規模な施設整備は少なくなるものの、施設や設備の維持・修繕等に多額の費用がかかると見込まれる。

令和6年度の普通会計決算は、歳入が156億7,321万円、歳出が153億9,719万円で、歳入歳出差引額は2億7,602万円となるが、翌年度に繰り越すべき財源6,793万円を控除した実質収支は2億809万円である。

令和2年度と令和6年度の比較において、財政力指数は0.31から0.30に減少し、経常収支比率は95.1から98.6に上昇している。合併特例債の発行期限の令和6年度にかけて、施設整備等による借入れがあったものの、地方債現在高は164億円程度に減少している。

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、まちづくりを推進していくためには、「最少の経費で最大の効果をあげる」理念のもと、健全な行財政経営に努めることが求められる。このため、歳入の確保を図りながら、限られた財源を有効に活用し、事務や施設の見直しなどの効率的な行財政運営、歳入規模に見合った予算編成に取り組む必要がある。

また、行政組織については、今後、ますます多様化する行政ニーズや限られた人的資源の中で、より効果的・効率的な行政運営が行えるよう、DXなど新たな技術の活用のほか、組織機構の見直しや職員配置の弾力化など政策課題に柔軟に対応できる組織づくりに取り組む必要がある。

表1－2 (1) 市の財政状況 (単位:千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	16,360,885	15,580,574	18,536,194	15,673,210
一般財源	10,313,632	10,499,029	10,776,560	10,401,531
国庫支出金	1,787,137	1,393,700	4,250,687	1,637,037
都道府県支出金	969,687	902,026	1,096,399	958,787
地方債	1,514,337	1,354,400	1,520,186	1,307,016
うち過疎債	290,200	95,500	191,400	475,100
その他	1,776,092	1,431,419	892,362	1,368,839
歳出総額 B	15,689,342	14,821,542	17,298,133	15,397,189
義務的経費	7,102,969	6,706,004	6,708,504	7,458,673
投資的経費	2,076,302	1,676,383	2,637,500	2,025,385
うち普通建設事業	1,783,602	1,655,624	1,817,448	2,010,961
その他	6,510,071	6,439,155	7,952,129	5,913,131
過疎対策事業費	2,396,323	4,900,896	4,300,201	3,611,103
歳入歳出差引額 C (A-B)	671,543	759,032	1,238,061	276,021
翌年度へ繰越すべき財源 D	122,158	147,754	1,010,187	67,925
実質収支 C-D	549,385	611,278	227,874	208,096
財政力指数	0.38	0.33	0.31	0.30
公債費負担比率	15.4	15.3	16.2	17.2

実質公債費比率	11.2	7.4	6.8	2.3
経常収支比率	86.6	88.9	95.1	98.6
将来負担比率	109.3	26.5	25.9	—
地方債現在高	19,056,014	16,974,651	18,317,157	16,413,775

イ 施設整備水準

日常生活に密着した市道については、計画的に整備が行われ、改良を進めているが、急傾斜地などの地形的な条件から狭あいな道路が多く、令和6年度末の道路改良率は48.5%にすぎない。今後は、農道・林道の維持・管理を含め、産業の振興、利便性の確保及び地域間交流を一層促進するための広域路線の整備や、幹線道路に接続する生活道路網の整備が必要とされている。

生活環境に関しては、水道の普及率が98.6%と高い。下水道については、整備予定区域の工事が令和2年度で完了した。今後は、老朽化した下水道施設の改修・更新による維持管理を行い、合併処理浄化槽の普及とともに、より一層の水洗化を促進していく。

また、ごみ処理については、広島県一般廃棄物広域処理吳ブロックに位置付けられ、吳市へ委託している。

義務教育施設については、児童・生徒の健全な育成を図るため、適正配置を検討とともに、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に進めていく必要がある。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成17年度末	平成22年度末	平成27年度末	令和2年度末
市町村道							
改良率 (%)	15.6	33.5	35.8	36.8	47.1	48.2	48.4
舗装率 (%)	67.6	94.0	94.4	94.2	99.1	99.2	99.2
農道							
延長 (m)	—	—	—	120,988	126,897	129,759	130,553
耕地 1 ha当たり農道延長 (m)	84.5	76.1	—	139.2	171.7	201.2	238.7
林道							
延長 (m)	—	28,798	28,798	—	48,225	48,835	48,835
林野 1 ha当たり林道延長 (m)	14.9	5.3	5.3	—	8.5	8.6	8.6
水道普及率 (%)	94.8	97.6	97.1	96.4	96.8	96.3	96.2
水洗化率 (%)	23.2	28.0	—	64.6	66.9	68.9	77.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	10.4	14.1	16.2	16.3	15.4	16.1	16.6

区分	令和6年度末
市町村道	
改良率 (%)	48.5
舗装率 (%)	99.2
農道	
延長 (m)	130,553
耕地 1 ha当たり農道延長 (m)	264.3
林道	

延長 (m)	48,835
林野 1 ha当たり林道 延長 (m)	8.6
水道普及率 (%)	98.6
水洗化率 (%)	80.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	17.4

資料：公共施設状況調など

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 江田島市の将来像と基本的な考え方

江田島市は、豊かな里海、産業資源、豊かな恵みのあるまちで、そこに住む人々も、あらゆる人々をあたたかく迎え入れる、ぬくもりのある島である。このような環境に惹かれ、移住者等の増加や企業の市内進出、起業の活発化が生じている。

このような機運を更に活かし、みんなが支えあえる基盤をつくることで、島に関わる人々が、江田島市を愛し、盛り上げ、幸せになれる島を目指すため、「豊かな恵みとぬくもりで みんなが輝き活躍できる えたじま」を「将来像」に掲げる。

イ 総合的なまちづくりの推進

将来像を実現するには、8つの施策分野を通じて、総合的なまちづくりを推進する必要があるため、今後10年間で重点的に取り組むべき4つの重点テーマを掲げている。このテーマに沿って推進する取組は、各施策分野に属する施策から抽出し、全分野を横断する「重点プロジェクト」として構成し、注力する。

【施策体系】



(5) 地域の持続的発展のための基本目標

江田島市の人口は、広島県の平均を上回るペースで減少しており、地域の持続的発展のためには、この傾向に歯止めをかけることが最大の課題である。「第3次江田島市総合計画」では、将来像の実現に向けて、「人口指標」「暮らしの指標」の2つを設定し、取組を行う。計画期間の最終年度である令和16年度に、「人口指標」としては、年間出生数100人台の回復と転入・転出の差である社会増減をゼロにすることを目標としている。

また、「暮らしの指標」は、「暮らしの満足度」「まちの住みよさ」「まちへの愛着」の3つの指標を設定し、特に若い世代において、全年齢と同水準の目標値まで各指標を引き上げられるように取り組む。

【人口指標】

年間出生数	年間出生数 100人台の回復 (令和16年度)
社会増減	±0 (令和16年度)

【暮らしの指標】

暮らしの満足度指標	75.0% (全年齢) (令和16年度)
まちの住みよさ指標	70.0% (全年齢) (令和16年度)
まちへの愛着指標	80.0% (全年齢) (令和16年度)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

人口及び暮らしの指標について、第3次江田島市総合計画の中間年である令和12年度に市民アンケート調査を実施し、進捗を確認する。

(7) 計画期間

江田島市過疎地域持続的発展計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

江田島市公共施設等総合管理計画は、基本的な方針として、次の8項目を掲げている。

- ア 長寿命化と維持管理コストの適正化
- イ 統廃合、複合化等による費用対効果の向上
- ウ 将来の都市づくりを目指した再編・整備
- エ 運営管理の効率化と市民等の参画
- オ 市民意見の反映
- カ 市民からの需要及びニーズ（要望）への適切な対応
- キ 人口減少を見据えた整備・更新
- ク 市と市民との協働の理念に基づく維持管理・運営

以上の基本的な方針に基づき、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、江田島市公共施設等総合管理計画との整合を図るものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本市は、「都市圏に近い瀬戸内の島」という、立地やイメージの優位性がありながら、人口は近年、平均すれば年間100人超の社会減傾向となっているため、移住・定住の促進に取り組む必要がある。

人が居住地を決定する際は、仕事、教育、医療、交通など、暮らし続けることができる生活環境が確保されていることに加え、風土や人との縁・繋がりを含めたまちへの愛着があることが大きな影響を与えると考えられる。

このため、市内外の人材と協働しつつ、島の環境やイメージを最大限PRし活用すること、観光や体験などを通じて、「来訪経験がある」「知り合いがいる」など、何らかの縁を有する人を増やすこと、本市の出身者や縁故者など、様々な形で何らかの縁があり「愛着」を持つ市内外の人との関係性を深めること、市内で暮らし続けることができる「しごと」と「まち」をつくることなどにより、現在を支える世代の定住（定着や転入）を図る必要がある。

(2) その対策

- 本市の生活環境など、移住・定住に関する情報をHPやイベント等で発信する。
- 体験型修学旅行の推進や市内観光の振興により、市民参画のもと、本市の認知度向上や、地縁・人との縁の構築を図る。
- ファンクラブ組織の運営などにより、本市の出身者や、本市に関心がある市外居住者との関係性の構築・深化を図る。
- 移住・定住に関する専門の窓口を設け、移住希望者の相談や現地視察に対応するとともに、市民と交流する機会を設けることにより、関係性を構築する。
- 空き家バンク制度の運営や住居取得補助などにより、移住後の生活基盤の構築をサポートする。
- 他自治体との広域連携による移住・定住促進や、観光振興に積極的に取り組む。

5年間の目標	定住HP閲覧数 225,000件(45,000件/年) (令和6年度 50,310件) 移住相談対応件数 600件(120件/年) (令和6年度 118件) 空き家バンク物件成約数 100件 (20件/年) (令和6年度 24件) 東京江田島ファン俱楽部稼働会員数 530人 (令和6年度 380人) 江田島市応援隊事業登録者数 152人 (令和6年度 92人)
--------	--

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			

移住・定住	交流・定住促進事業 <事業内容> 移住・定住情報の発信、相談対応、空き家バンク、定住促進補助など交流・定住の促進に資する取組を実施する。	市	<必要性> 本市への移住・定住をサポートする。 <効果> 将来にわたって、人口減少傾向の改善が見込まれる。
	市交流定住促進協議会事業 <事業内容> 市移住交流拠点施設「フウド」の運営など、交流・定住の促進に資する取組を実施する。	交流定住促進協議会	<必要性> 本市への移住希望者の対応及び都市部と地域住民との交流を促進する。 <効果> 将来にわたって、人口減少傾向の改善が見込まれる。
地域間交流	体験型修学旅行誘致事業 <事業内容> 体験型修学旅行の受入れや営業活動、体験メニューの開発、縁づくり、民泊・体験事業者研修会、備品の購入等を行う。	市	<必要性> 本市の魅力を効果的に発信するため、若年層の来訪を促進するとともに、少子高齢化で減退している地域の活力を高める。 <効果> 継続して地域住民の活性化や生きがいづくり、受入生徒による経済波及効果、関係人口の創出・拡大が期待できる。
その他	地域イベントの実施 <事業内容> 島特有の立地や自然、特産品等を生かして、個性的で継続的に交流人口が増加するような観光・交流イベントに対して補助金を交付する。	市	<必要性> 交流人口を増加させ、地域の活力を高める必要がある。 <効果> 本市の魅力を発信することで、継続して地域のにぎわいを生み出し、交流人口や移住者の増加が期待できる。
	関係人口の確保事業 <事業内容>	市	<必要性>

		本市出身者等との体系的かつ継続的な交流（東京江田島ファン俱楽部、Forza!エタジマなど）、市外人材と協働によるまちづくりの取組などを実施する。	市	市外在住者の縁の維持・拡大や深化が必要である。 ＜効果＞ 本市に縁があり応援する関係人口の獲得が継続して期待できる。
--	--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に関する取組については、施設整備に該当する事業を予定していない。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の農業は、温暖少雨という瀬戸内式気候のもとで、島しょ部特有の狭あいで零細な農地を利用して営農している。人口減少に伴い農家の減少が続き、農業従事者の高齢化、担い手不足が顕著となっており、価格の低迷、優良農地面積の減少、農業資材の高騰などの影響により、生産活動が低迷している。

表2-1 専兼業別農家数の割合 (単位:戸、%)

区分	総農家数		専業農家		第1種兼業農家		第2種兼業農家	
	戸	構成比	戸	構成比	戸	構成比	戸	構成比
昭和55年	3,945	100.0	1,204	30.5	367	9.3	2,374	60.2
昭和60年	3,554	100.0	1,322	37.2	275	7.7	1,957	55.1
平成2年	2,234	100.0	959	42.9	234	10.5	1,041	46.6
平成7年	1,723	100.0	824	47.8	232	13.5	667	38.7
平成12年	1,467 (542)	100.0	(286)	(52.8)	(84)	(15.5)	(172)	(31.7)
平成17年	1,142 (395)	100.0	(225)	(57.0)	(63)	(15.9)	(107)	(27.1)
平成22年	949 (297)	100.0	(184)	(62.0)	(28)	(9.4)	(85)	(28.6)
平成27年	764 (203)	100.0	(138)	(68.0)	(18)	(8.9)	(47)	(23.1)
令和2年	581 (138)							

※ () 内の数値は、販売農家数

令和2(2020)年は、専業農家、兼業農家別の集計がないため、不詳。

資料：広島県統計年鑑（農業）・農林業センサス

経営耕地面積も遊休農地の増加などに伴い、大幅な減少が続き、昭和55年に比べ令和2年は、10.7%まで減少している。

菊、カーネーションなどの切り花や鉢植えなどの花き栽培を主体とした農家やきゅうり、トマトなどの野菜を生産する都市近郊型農業など、本市では比較的経営規模が大きい施設化された農業も営まれているものの、大半は自家消費を目的とした小規模な農家が多い。

これまで促進してきた地域の特産品である「果実(Fruit)」、「花き(Flower)」、「魚(Fish)」のそれぞれの英語の頭文字をとった「3 F アイランドづくり」を更に推し進めるとともに、新たにオリーブやレモン栽培と6次産業化による生産性の高い農業の展開が求められる。

高齢化、担い手不足等による農業就業者数の減少や遊休農地の増加を防ぐため、新規就農者支援対策、遊休農地対策、有害鳥獣被害対策等を推進し、新規就農者の育成と優良農地の確保や流動化、集積化を促進している。

今後は、多様な地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を将来においても確保していくために、地域農業の基礎となる小規模農家の支援とともに、複合化を含めた経営規模の拡大、新規参入企業の支援を行い、農業の競争力、体质強化を図り、持続可能な農業を実現していく必要がある。

また、市の農業を活性化するために、農業外企業の参入や担い手の育成、遊休農地の解消を支援するとともに、経営の合理化や産地力の強化のため、大規模優良農地の整備に取り組む必要がある。

表2-2 経営耕地面積の動向 (単位: ha、%)

区分	経営耕地面積 (ha)							
	総面積		田		畠		樹園地	
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
昭和55年	1,219.74	100.0	284.76	23.3	309.18	25.4	625.80	51.3
昭和60年	981.25	100.0	217.63	22.2	278.37	28.4	485.25	49.4
平成2年	672.10	100.0	134.32	20.0	204.51	30.4	333.27	49.6
平成7年	521.97	100.0	104.49	20.0	164.46	31.5	253.02	48.5
平成12年	414.51	100.0	5.56	18.2	142.43	34.4	196.52	47.4
平成17年	(196.16)	100.0	(30.85)	15.7	(65.56)	33.4	(99.75)	50.9
平成22年	(154.83)	100.0	(21.05)	13.6	(48.37)	31.2	(85.41)	55.2
平成27年	(118.50)	100.0	(14.38)	12.2	(42.09)	35.5	(62.03)	52.3
令和2年	(131.00)							

※ 平成17(2005)年以降については、「販売農家」を対象に調査され、自給農家データについては調査されていない。

令和2(2020)年は、販売農家での経営耕地状態別の集計が市町別でないため、不詳。

資料: 広島県統計年鑑(農業)・農林業センサス

イ 林業

本市を代表する山は、野登呂山(542.0m)、陀峯山(438.0m)、三高山(砲台山)(401.8m)、クマン岳(399.8m)、古鷹山(394.0m)、真道山(288.6m)である。

現在では、本市で林業を営む者はおらず、山林は過疎化や高齢化による管理不全から竹林の範囲が拡大し、森林機能の低下を招く要因となっている。森林は、国土保全・水源かん養・健康休養の場として多様な役割を有しており、近年その社会的需要が高まっている。

また、山と海の環境は密接に関係しており、豊かな海を育むためにも森林の環境保全は大変重要であることから、本来の森林機能を重視し、生態系の保持など自然環境に配慮しながら、ひろしまの森づくり事業等を活用し、景観整備も含めた森林の保全に努める必要がある。

さらに、近年では、平成30年7月豪雨災害を始めとする豪雨によって、山腹崩壊が発生していることから、崩壊に備えるための治山えん堤を整備するなどの治山事業に取り組む必要がある。

表2-3 林家数※ (単位:戸)

区分	総林家数
昭和55年	2,413
平成2年	2,114
平成12年	248
平成17年	272
平成22年	264
平成27年	220
令和2年	181

資料:広島県統計年鑑(林業)・農林業センサス

※ 林家の定義は、平成2年までは10a以上、平成12年以降は1ha以上の世帯をいう。

ウ 水産業

本市は、広島湾の中央に位置しており、漁業は漁船漁業とカキ養殖が営まれている。経営体数は年々減少の傾向にあり、漁獲量も緩やかに減少しているものの、イワシ網漁は県内トップクラスの漁獲量を誇り、カキ養殖においては全国でも上位を競う水揚げ量を誇っている。

主な漁獲物は、地域の特産であるイワシ、マダイ、クロダイ、キジハタ、スズキ類などの近海魚類とカキであり、カキは県外にも出荷されている。

近年、地球温暖化の影響によって、海水温が上昇しているほか、下水道の整備や事業所排水の規制などに伴い海の水質がきれいになり、栄養塩類が減少している。

また、漁業従事者の高齢化と漁業後継者の減少により、就労者は減少している。

そのため、水産資源の維持・増大を目的として、選択と集中による種苗放流を行うなど、長期的に安定した漁業ができる基盤づくりや出荷方法の改善、スマート養殖の推進、産地ブランドの構築、漁協組織の基盤強化、漁業経営の合理化に加えて、新規漁業就業者や担い手の確保・育成などが求められている。

エ 企業誘致

平成16年11月に江田島市企業立地奨励条例を制定してから現在まで、市外から14社の企業を誘致している。就業世代の定住増加を図り、人口減少を抑制するためには、しごとの場の創出が重要である。工場等の大型施設の誘致に加え、サテライトオフィス等小規模な事業所の誘致も進め、本市における職種の選択肢を広げていく。

また、ハローワークと類似の機能を有する無料職業紹介所と連携し、広く情報発信することで、求職者と求人のマッチングも推進する。

オ 起業・販路拡大

商工会等を通じて起業を支援しているが、事業者の高齢化や後継者不足、人手不足等による廃業が増加している。このため、起業や新商品開発、販路拡大の助成など、新たな産業や雇用の場の創出を図る必要がある。

カ 商業

本市の小売業の推移をみると商店数は昭和60年から減少している。従業員数及び年間販売額は平成6年の2,112人、294億3,204万円をピークに減少し、令和3年には1,039人、174億7,100万円と小売業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっている。

近年、郊外型の大規模小売店やコンビニエンスストアも進出しており、車社会による生活圏の拡大などによって商業地域の集積が進みつつある。

一方、昔からの地元小売店は、食料品、衣料品等の買い回り品を中心とした小売店舗であり、売上げ減少や事業主の高齢化等により閉鎖する店舗もある。しかしながら、市民の高齢化に伴って、地域の身近な小売店の必要性も高まっている。起業や事業承継、外部人材の活用等、商工会等との連携の下、新たな小売店の開店や事業継続ができるような方策を探っていく必要がある。

表2-4 商業（小売業）の推移 (単位：店、人、万円、%)

区分	商店数		従業者数		年間販売額	
	店	前年比	人	前年比	万円	前年比
昭和60年	669	—	1,907	—	2,187,752	—
昭和63年	639	95.5	1,933	101.4	2,173,566	99.4
平成3年	624	97.7	1,916	99.1	2,495,825	114.8
平成6年	576	92.3	2,112	110.2	2,943,204	117.9
平成9年	510	88.5	1,833	86.8	2,692,259	91.5
平成14年	444	87.1	1,860	101.5	2,395,609	89.0
平成19年	381	85.8	1,694	91.11	2,254,213	94.1
平成26年	269	70.6	1,184	69.9	2,022,100	89.7
平成28年	249	92.6	1,149	97.0	1,873,500	92.7
令和3年	218	87.6	1,039	90.4	1,747,100	93.3

資料：商業統計調査・経済センサス活動調査

キ 工業

本市の事業所数は、昭和60年までは80社程度で推移していたが、事業者の高齢化や地域経済の縮小などの影響により令和5年には45社となっている。

従業員数は、昭和55年に1,802人であったが、減少を続け、平成17年には半数近くの964人まで落ち込み、その後は概ね横ばいの傾向である。製品の出荷額については、為替や景気動向の影響を受けながら増減を繰り返し、長年伸び悩んでいたが、企業誘致や地域内事業者の投資活動等の影響もあり、事業所数は増加傾向にあり、伸び悩んでいた製造品出荷額も過去最高水準に迫っている。工業振興については、島しょ部特有の交通条件や平坦地に乏しい地形や用水確保の問題など制約が多く、更なる工場誘致は他地域に比べて不利である。進出した事業者の定着支援、本市の地理的な制約に影響の少ない業種での誘致を引き続き模索していく必要がある。また、地場産業の育成の面から、商工会を通じて、地元企業の情報を収集し、必要な施策を検討することも重要となる。

表2-5 事業所・従業者数及び製造品出荷額の推移

区分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
昭和55年	81	1,802	18,862
昭和60年	80	1,644	19,704
平成2年	64	1,377	19,113
平成7年	57	1,264	19,904
平成12年	54	1,002	14,018
平成17年	51	964	15,168
平成20年	54	1,013	21,063
平成25年	45	921	17,306
平成26年	45	968	15,915
平成28年	48	1,011	18,671

平成29年	37	903	19,125
平成30年	36	899	15,686
令和元年	37	904	22,127
令和2年	34	825	16,999
令和5年	45	992	21,325

資料：工業統計調査、経済構造実態調査

ク 観光又はレクリエーション

本市の総観光客数は平成17年の約71万人をピークに減少が続き、新型コロナウイルス感染症の影響などにより令和2年には約26万人まで減少した。その後、令和3年7月に開業したホテル「江田島荘」や新しい店舗の増加等による観光地としての魅力向上により、令和6年の総観光客数は約65万人まで回復している。

また、「観光地で体験して楽しむ観光」（体験型観光）の需要が引き続き高まっている。本市には、瀬戸内海国立公園に象徴される美しい自然環境があり、山登りやサイクリング、マリンアクティビティ、みかん狩り、イチゴ狩りなど四季を通じて楽しむ体験メニューもそろっているが、これらとあわせて「えたじまものがたり博覧会」で提供した体験メニューのブラッシュアップや販路形成、観光地としての魅力向上を図る必要がある。

加えて、今後は「サンビーチおきみ」の売却による民間活力を生かした宿泊事業の展開、観光施設整備や案内サインの充実等による観光客の受入環境のさらなる整備を行うとともに、観光協会を中心に関係団体との連携体制を強化し、市として一体となり観光振興に取り組む必要がある。

表2-6 観光客の推移 (単位：千人、%)

区分	入込観光客		地元観光客		総観光客	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
平成8年	380	84.1	72	15.9	452	100.0
平成10年	503	83.4	100	16.6	603	100.0
平成12年	473	76.0	149	24.0	622	100.0
平成17年	525	74.0	184	26.0	709	100.0
平成20年	461	73.3	168	26.7	629	100.0
平成26年	352	64.9	190	35.1	542	100.0
平成27年	364	67.4	176	32.6	540	100.0
平成28年	354	65.7	185	34.3	539	100.0
平成29年	386	61.0	247	39.0	633	100.0
平成30年	403	73.5	145	26.5	548	100.0
令和元年	280	51.6	263	48.4	543	100.0
令和2年	183	71.6	73	28.4	256	100.0
令和3年	226	70.2	96	29.8	322	100.0
令和4年	273	72.2	105	27.8	378	100.0
令和5年	287	71.9	112	28.1	399	100.0
令和6年	475	73.6	170	26.4	645	100.0

資料：広島県観光客数の動向

ケ 港湾・漁港の維持・整備

本市には、地方港湾の県管理港湾4港と市管理港湾6港及び市管理漁港5港を合わせ、計15の港湾・漁港（以下「港湾等」という。）がある。通勤、通学、買物などの公共交通手段として、民間3社6航路（うち1航路は本市の指定管理者）により、

広島市、呉市へフェリーや高速船で結ばれている。令和5年の港湾別乗船乗降人員総計は約163万人であり、港は住民の海上交通の拠点として、また、物流・観光・水産業さらには災害時の救援物資輸送や避難の拠点としても、非常に重要な役割を担っている。

しかしながら、いずれの港湾等も老朽化が進んでおり、特に海上・海中施設については陸上施設より修繕・工事費用が高額となる傾向があるため、今後の維持修繕費用は加速度的に増大するおそれがある。

人口減少や観光客数の増加等に伴う利用需給の変動に合わせ、諸施設の統廃合や規模縮小（ダウンサイジング）及び利便性向上のための改良等を検討・推進することが重要である。

表2-7(1) 市内の港湾・漁港の状況

種別	名称・所在町	定期船桟橋	定期船種別
県管理港湾	小用港（江田島町）	西沖桟橋（切串）	フェリー・高速船
		吹越桟橋（切串）	フェリー
		小用桟橋（小用）	フェリー・高速船
		秋月桟橋（秋月）	（令和7年5月 航路廃止）
	中田港（能美町）	中町桟橋（中町）	高速船
		高田桟橋（高田）	高速船
	鹿川港（能美町）	—	—
市管理港湾	三高港（沖美町）	三高桟橋（三高）	フェリー
	大須港（江田島町）		
	津久茂港（江田島町）		
	鷺部矢ノ浦港（江田島町）		
	内海港（大柿町）		
	大柿港（大柿町）		
市管理漁港	鹿田港（沖美町）		
	世上漁港（江田島町）		
	柿浦漁港（大柿町）		
	深江漁港（大柿町）		
	畠漁港（沖美町）		
	美能漁港（沖美町）		

※ 漁港以外の港湾も、そのほとんどが漁業のために利用されている。

表2-7(2) 地方港湾別乗船乗降人員 (単位:人)

区分	乗船乗降人員					
	大須港	小用港	大柿港	三高港	中田港	計
平成21年	16,777	1,767,676	1,359	268,429	722,904	2,777,145
平成22年	13,948	1,745,528	—	259,841	718,666	2,737,983
平成23年	6,701	1,746,966	—	199,797	627,448	2,580,862
平成24年	—	1,732,636	—	173,925	616,129	2,522,690
平成25年	—	1,600,188	—	225,337	605,775	2,431,300
平成26年	—	1,526,563	—	209,000	589,343	2,324,906
平成27年	—	1,491,128	—	204,096	558,443	2,253,667

平成 28 年	—	1, 450, 675	—	215, 516	529, 892	2, 196, 083
平成 29 年	—	1, 409, 041	—	186, 332	513, 181	2, 108, 554
平成 30 年	—	1, 438, 967	—	191, 234	514, 232	2, 144, 433
令和元年	—	1, 356, 183	—	161, 482	468, 578	1, 986, 243
令和 2 年	—	1, 120, 663	—	134, 297	353, 325	1, 608, 285
令和 3 年	—	1, 082, 906	—	135, 629	330, 224	1, 548, 759
令和 4 年	—	1, 072, 944	—	134, 102	343, 046	1, 550, 092
令和 5 年	—	1, 125, 558	—	130, 040	370, 272	1, 625, 870

※ 小用港は、切串西沖、切串吹越、小用、秋月桟橋。大柿港は、柿浦、大君桟橋。

中田港は、中町、高田桟橋。

資料：港湾統計

(2) その対策

ア 農業

- 広島市・呉市に近接する立地条件を生かして、果樹・花き・野菜を主体とした高品質の商品作物を栽培し、産地化を図る。また、オリーブやレモン、園芸作物などの地域資源を活用した付加価値の高い農業の確立を目指す。さらに、農林漁業者による 6 次産業化や農林漁業者と商工業者が連携した農商工連携を推進し、地域資源商品開発やブランド化による所得向上に向けて取り組む。
- 農業の担い手不足と高齢化による遊休農地の増加や農地の荒廃化を防止するため、農地中間管理機構を活用した農地の流動化を推進する。また、新規就農者の育成や地域の中心となる経営体の支援・育成を推進するとともに、担い手への農地集積・集約化による生産基盤の強化と複合化を含めた経営規模の拡大を支援する。
- 本市の代表的な特産品であるきゅうりと花きの産地の維持と生産者の若返りを図るため、新規就農研修生を受け入れるとともに、農業の担い手の就農後の支援等を行う。
- 有害鳥獣による農作物の被害防止と抑制のため、防除柵等の設置費用と捕獲従事者の活動を支援する。
- ロボットや A I *、 I C T *を活用した省力化により、園地の維持・拡大、生産量の増加、労働力不足の解消、農業関連データの見える化など、次世代型の農業「スマート農業」を推進する。
- 園地の基盤整備を実施することにより、県内外の企業の農業参入を図るとともに、既存農家の経営継続や経営規模の拡大を支援する。
- 営農環境や農村生活環境の維持・向上を図るため、農道などの農業用施設を維持・整備する。
- 農業集落排水施設や畠地かんがい施設、ため池、排水機場など、老朽化した施設については、長寿命化計画を策定して計画的な更新に努めるとともに、不用な施設は廃止し、施設の効率化と維持管理経費の負担軽減を図る。また、農地を保全する海岸地域においては、海岸保全施設を整備する。
- 日本国直接支払制度（中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度）を活用し、地域の営農活動や共同活動を支援する。
- 本市の新鮮で実り豊かな農産物や加工品など、地域の特産品の開発や販路拡大に向けた取組等を支援する。

※ A I : 人工知能

※ I C T : 情報通信技術

5年間の目標	新規就農者数（市の研修修了者）13人 (令和6年度 研修修了者 11人)
--------	---

イ 林業

- ひろしまの森づくり事業等による景観も含めた森林環境の整備に取り組む。
- 治山事業等を実施し、森林の保全に取り組む。

5年間の目標	森林環境の保全・整備 3.0ha
--------	------------------

ウ 水産業

- 水産資源の回復のため、栽培漁業の推進強化を行うとともに、水産基盤整備事業などにより藻場・干潟の水産物の生育場や魚礁や築いその調査及び設置を行い、漁場環境の修復・保全に取り組む。
- 選択と集中による種苗放流と漁業者参画による資源管理に取り組み、資源管理型漁業を推進するとともに、スマート養殖の推進に努める。
- 海洋への漁業資材流出を抑制するための対策に支援を行う。また、効果的・効率的な回収機器等の導入、海岸清掃の取組などを推進する。
- 漁業生産基盤としての機能を高めながら、出荷方法の改善を図るとともに、漁業生産物の流通や漁船の維持・保全等に配慮した機能的で親しみのある漁港整備を推進する。
- カキ殻一時堆積場や製氷施設、給油施設、漁具倉庫など、共同利用施設の利用実態に応じた整備・更新を図るとともに、必要に応じて、施設の整理統合に取り組む。
- 漁業者の経営安定のため各種助成を行うとともに、漁協組織の基盤強化について支援する。
- 漁業者の高齢化や後継者不足による地域活力の低下に対して、新規漁業就業者及び漁業の担い手確保・育成を推進し、漁業経営の合理化などによる長期的に安定した漁業ができる基盤づくりを推進する。
- 他自治体との広域連携により、カキの採苗の安定化や地場水産物のブランド化・PR・販路拡大に取り組む。

5年間の目標	魚礁の造成（負担金事業）3か所 新規漁業就業者 2人
--------	-------------------------------

エ 企業誘致

- 小規模事業所（サテライトオフィス等）の誘致を行う。
- 未利用地を有効に利活用するため、県、関係機関等と連携し、企業誘致に取り組む。
- 企業立地奨励制度の継続と情報を発信する。
- 社会福祉協議会が運営する無料職業紹介の実施など、就業支援を行う。

5年間の目標	小規模事業所（サテライトオフィス等）の誘致 10事業所 無料職業紹介所経由の就職者数 230人
--------	--

オ 起業・販路拡大

- 商工会等が実施する各種支援制度と連携を図り、起業を促進・支援する。
- 起業・販路拡大支援の継続と情報を発信することにより、地元産品・特色を生かした江田島市ならではの新たな産業の創出を促進する。

5年間の目標	起業件数 45 件
--------	-----------

カ 商業

- 商工会が行う事業者の経営安定化事業などを含む活動を積極的に支援する。
- 商工業経営の近代化を推進するための支援を行う。

5年間の目標	商工会員数の現状維持（令和6年度末 629 事業者）
--------	----------------------------

キ 工業

- 商工会を通じて、既存企業の情報収集等を行い、企業が持続的に発展できるように、必要な施策の実施により、地域産業を支援していく。
- 工場等大型の産業施設の立地には不利な地理であるがゆえに、工場立地が実現した際の地域経済への影響は大きい。遊休市有地の活用や企業立地奨励制度などの支援策を広く情報発信しながら産業施設等の誘致を行っていき、産業の活性化や雇用機会の確保に努めていく。

5年間の目標	企業立地件数 5 件
--------	------------

ク 観光又はレクリエーション

- SNSを中心に、ホームページ、観光パンフレット等により観光情報を発信する。
- 観光協会の育成を図り、官民一体となった事業を展開する。
- 本市の豊かな自然環境や食を生かした体験型観光への転換を一層推進し、市外からの集客が見込める事業を創造する。
- さらなる誘客を図るため、近隣都市圏居住者に対するローカルメディアを活用した情報発信を行うとともに、新たなターゲット層にリーチするためにSNSやインフルエンサー等を活用したプロモーション、団体旅行の企画などを実施する。
- ホテル・民泊等の宿泊機能の充実や夜間・早朝等を絡めた宿泊に繋がる観光コンテンツの造成等の滞在型観光客の増加を見込める事業を創造する。

5年間の目標	総観光客数 年間 66 万人 一人当たり観光消費額 3,700 円以上
--------	--

ケ 港湾・漁港の維持・整備

- 各港湾等の老朽化対策を進め、現有機能の適切な維持に努めるとともに、地域住民や来島者のための交流観光機能、漁業振興のための水産機能等の向上を図る。
- 各港湾等の利用状況に応じ、可能な場合は諸施設の統廃合や規模縮小を検討するなど、インフラストック※の適正化を推進する。

※ インフラストック：道路・橋りょう・港湾などの社会基盤施設の数量

5年間の目標	施設整備 5 港湾
--------	-----------

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	基幹水利施設補修事業 (三高ダム管理施設等更新工事) 農地海岸保全施設整備事業負担金 農業水路等長寿命化・防災減災事業（機能保全計画策定） 農業水路等長寿命化・防災減災事業（鹿川排水機場施設整備） 農業水路等長寿命化・防災減災事業（中田排水機場施設整備） 県営事業地区計画策定事業 沖地区負担金 県営ほ場整備事業負担金 ほ場整備関連事業 スマート農業総合推進対策事業補助金 ひろしまの森づくり事業 治山事業負担金	県 県 市 市 市 市 県 県 市 市 市 市 市 市 市	
	林業	水産業		
	(2) 漁港施設	水産振興関係基盤整備事業 漁場環境保全創造事業負担金 水産振興施設更新事業 漁業資材流出抑制対策支援事業	市	
	(7) 商業 その他	漁港整備事業 ・海岸保全施設長寿命化計画 ・水産物供給基盤機能保全事業 ・港整備交付金事業 ・漁港台帳整備事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	商工会補助金事業 商工業等振興資金補助金事業 道路施設維持管理事業 観光振興事業 観光協会補助等 観光施設維持管理事業	市 市 市 市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	農業振興事業 <事業内容> 地域農業の活性化や経営基盤の安定化に寄与する取組を支援する。	市	<必要性> 農業経営を安定化させ、遊休農地增加の抑制を図る。

			<p><効果> 将来にわたって、地域農業の活性化と安定化が期待できる。</p>
	<p>担い手育成事業 <事業内容> 農業及び漁業への新規就労者に対し、研修や就労に対する支援を行う。</p>	市	<p><必要性> 農業・漁業就労者の担い手不足や高齢化に歯止めをかける。 <効果> 次代を担う農業・漁業経営者を育成し、長期的に地場産業の振興と働く場所を確保する。</p>
	<p>有害鳥獣被害対策事業 <事業内容> 有害鳥獣の捕獲や防除用施設の設置などに対する支援を行う。</p>	市	<p><必要性> 有害鳥獣による農水産物の被害を防止する。 <効果> 農家や漁家の意欲減退を防止するとともに、将来にわたって、経営の安定化が期待できる。</p>
	<p>オリーブ振興事業 <事業内容> オリーブの栽培や6次産業化、技術指導、関係団体の支援を行う。</p>	市	<p><必要性> 高付加価値化・ブランド化した加工品を生産する。 <効果> 農業経営の安定化や遊休農地の解消が将来にわたって期待できる。</p>
	<p>第1次産業参入奨励事業 <事業内容> 新たに第1次産業に参入する企業に奨励金を交付する。</p>	市	<p><必要性> 新たな産地づくり、担い手の確保及び育成並びに雇用の創出により、地域経済の活性化を図るため。 <効果> 新たな産地づくり、担い手の確保及び育成並びに雇用の創出が継続して期待できる。</p>
	<p>水産資源増大対策事業 <事業内容></p>	市	<必要性>

	<p>種苗の放流や魚礁の整備と併せた水産資源の放流に取り組み、資源の増大を目指す。</p>	<p>水産資源を守り、将来にわたって持続的に漁業経営できる環境を整備する必要があるため。</p> <p>＜効果＞</p> <p>港の近くに漁場を整備することで、燃料費や労働時間の削減につながるほか、市場評価の高い魚種を放流することで、将来にわたって漁業所得の向上につながる。</p>
	<p>漁業経営安定事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>不慮の事故により生じた損害や不漁等により漁獲金額が減少した場合に備えるため、漁業者が負担する掛金の一部を補助する。</p>	<p>市</p> <p>＜必要性＞</p> <p>漁業は、不慮の事故や自然災害による収入の減少等を受けやすい産業であるため、不慮の事故や自然災害に備える必要があるため。</p> <p>＜効果＞</p> <p>保険への加入が促進され、長期的な漁家経営の安定につながる。</p>
	<p>広域都市圏連携事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>広島市及び呉市を中心としたそれぞれの連携中枢都市圏で、関係市町が連携して事業に取り組む。</p>	<p>市</p> <p>＜必要性＞</p> <p>本市単独では取り組むことができない事業であるため。</p> <p>＜効果＞</p> <p>カキの採苗情報が入手でき、継続して安定した採苗につながる。また、就農支援、きゅうりやカキを始めとする農水産物のPRを広域的に実施することができる。</p>
<p>商工業・6次産業化</p>	<p>6次産業化・地産地消推進事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>地域振興施設の整備及び運営を支援する。</p>	<p>市</p> <p>＜必要性＞</p> <p>地域振興施設の整備及び運営が円滑に行えるよう支援する。</p> <p>＜効果＞</p> <p>将来にわたって、</p>

			農林漁業者等の所得向上及び雇用拡大が期待できる。
	6次産業化総合支援事業補助金 <事業内容> 農林漁業者等による6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組を支援する。	市	<必要性> 6次産業化を推進することで、地域資源の有効活用や高付加価値化、農林漁業者と商工業者との連携が図られるため。 <効果> 農林漁業者等の所得向上及び雇用拡大が将来にわたって期待できる。
観光	起業支援事業 <事業内容> 新たに起業する新規創業者や中小企業者に対し、補助金を交付して支援する。	市	<必要性> 事業所や商店の減少により、働く場の確保が必要となっている。 <効果> 事業所の経営規模の拡大と地域の安定的な雇用の受皿を長期的に確保することが期待できる。
	えだじまものがたり博覧会開催等事業 <事業内容> 本市の観光地としての付加価値向上を目指し、固有の伝統や産業、自然を活用した体験型観光メニューを造成するとともに、プロモーションの実施、販売支援を行う。	市	<必要性> 体験型観光の需要が高まる中で、地域の魅力を伝えるコンテンツにより本市のファンを作るとともに、滞在時間を延ばすことが求められている。 <効果> 魅力的なメニューの造成による観光客数の増加、滞在時間の伸長による観光消費額の向上及び市内観光事業者の所得向上が期待

			できる。
企業誘致	<p>企業立地奨励助成事業 <事業内容> 工場等を新設又は増設する者に対し、奨励金により支援する。</p>	市	<p><必要性> 産業の振興と雇用機会の拡大を図る。</p> <p><効果> 経済の発展と働く場所の確保により、将来にわたって市民生活の充実と安定化が期待できる。</p>
	<p>企業誘致推進事業 <事業内容> 市内に新たに拠点開設する企業に対し、補助金を交付し支援する。 誘致支援業務の委託先と協力して企業の現地視察の対応や、新規開拓を行う。</p>	市	<p><必要性> 産業の振興と雇用機会の拡大を図るとともに、本市への移住・定住を促す。</p> <p><効果> 経済の発展と働く場所の確保により、将来にわたって市民生活の充実と安定化が期待できる。</p>
	<p>無料職業紹介事業補助事業 <事業内容> 無料職業紹介事業を運営する。</p>	市	<p><必要性> 本市にはハローワークが設置されていないため、求人情報や相談ができる機能が十分に備わっていない。</p> <p><効果> 本市での就労支援体制の継続的な強化・充実が期待できる。</p>
(1) その他	三高港周辺整備事業	市	
	港湾整備事業負担金	県	
	港湾・漁港長寿命化事業	市	
	潮廻しポンプ場維持管理事業	市	
	流出漁業資材回収機器等導入事業	市	

(4) 産業振興促進事項

産業の振興については、各施策に取り組むとともに、本市が参加する連携中枢都市圏の枠組みを活用した自治体間の広域連携に努める。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	農林水産物等販売業、 製造業、旅館業、情報 サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「産業の振興」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

急速に発展する情報化社会に対応するため、市公式LINEを活用したプッシュ型の情報発信に加え、住民票や確定申告相談等のオンライン申請、さらには道路や公園の不具合に関する市民通報機能など、多様なデジタルサポート機能の拡充が進められている。これにより、市民が市役所を訪れる手間を省くことができ、一定程度の利便性向上が図られつつある。

一方で、スマートフォンをはじめとする情報機器を使いこなせる市民とそうでない市民との間で、いわゆる「デジタルディバイド」といわれる情報格差が生じている。特に高齢化の進んだ本市においては、このギャップを解消するための取組を推進する必要がある。

また、地上デジタル放送難視聴地域においては、難視聴を解消するために設置された共聴施設の老朽化により、その維持管理や更新等に必要な経費が増大している。

(2) その対策

- 行政手続きのオンライン化を進めるため、新たなデジタルツールの充実を図り、紙による申請受付や対面による従来の事務手続きを見直すことで業務の効率化を図る。
- デジタル技術に関する研修の実施などにより、ITスキル向上に向けた取組を推進する。
- スマートフォン教室をはじめとした、デジタルディバイド対策を推進する。
- 幼児から高齢者まで、切れ目のない学習を通じて地域のデジタル人材育成を図る。
- サービスの高度化や市民の利便性向上に資するため、住民票等各種証明書のコンビニ交付や公式LINEを活用した公共施設予約など、デジタル技術の実装を促進する。
- 電子自治体の基礎である情報セキュリティの強化を推進する。
- 地上デジタル放送難視聴地域の共聴施設を維持するため、改修等に伴う難視聴地域の費用負担の支援を行う。

5年間の目標

住民票等各種証明書のコンビニ交付の開始

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 その他	地上波デジタル放送難視聴解消対策施設整備事業 情報通信基盤活用事業（住民向け電子行政サービスの提供、情報セキュリティの強化など）	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	デジタルディバイド対策事業 <事業内容> 幼児期から学校教育までのデジタル教育やスマートフォン教室を実施する。	市	<必要性> 情報通信技術の利用格差を是正する。 <効果> 市民がデジタル機器を使って適切に情報を入手し、必要なサービスを受けることができる。
		地上波デジタル放送難視聴地域解消事業 <事業内容> 難視聴地域における共聴施設の改修費用等を補助する。	市	<必要性> 地上デジタル放送難視聴を解消する。 <効果> 地上デジタル放送難視聴地域の費用負担を軽減し、災害時等の情報収集する手段を確保する。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域における情報化」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 市道等の整備

本市は、島しょ部特有の入りくんだ複雑な地形のため、機動性や利便性に欠けています。広域幹線道路網は、国道487号を基軸として早瀬大橋と音戸大橋・第二音戸大橋により呉市中心部へつながり、さらに、広島呉道路や広島高速道路を経由し広島市と接続されている。今後、国道487号の海上ルート区間である津久茂架橋構想及び広島湾架橋構想の推進を国及び県に要望し、島内ネットワークの充実を図る必要がある。

また、江田島大柿線や高田沖美江田島線などの県道は、本市の沿岸部を中心に島内を周回しており、市民や観光客にとって重要な交通機能を持っているものの、一部で未改良区間もあるため、道路改良を促進する必要がある。

市道については舗装率が高いものの、集落が点在していることや地形的な条件から、狭く急勾配な道路が多くある。特に地域住民の日常生活を支えるためにも、限られた財源を有効に活用し、選択と集中を図った上で、市道改良を進めていく必要がある。

これらの道路については、近年激甚化・頻発化する自然災害に備えるとともに、橋りょうやトンネル等の老朽化の進行にも適確に対応していく必要がある。

イ 農道、林道の整備

農道は、農業生産活動を支える重要な道路であるとともに、農業集落を結ぶ役割を併せ持っているが、地理的な要因により道幅の狭い道路が多く、既存農道の老朽化が進む中、計画的に維持・修繕し、長寿命化を図る必要がある。

林道は産業用としての機能は少ないが、山林の持つ国土保全機能や自然環境保護の面から山林管理を行うため、計画的な維持・修繕が必要である。

ウ 交通確保対策

海上交通は、広島市、呉市を生活圏としていることから多くの市民が通勤、通学、通院で利用しており、生活航路として重要な役割を担っている。しかしながら、近年の少子高齢化・過疎化の進行や新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした生活様式の変化による利用者の減少、燃料費の高止まりにより、令和2年以降は各航路事業者において、航路の廃止、減便及び運賃の値上げなどの厳しい対応を余儀なくされている。これまで市営で運航してきた中町・高田／宇品航路については、平成27年10月から公設民営化方式に移行したが、乗降客数の減少による経営悪化が課題となっている。

陸上交通は、第三セクターである「江田島バス(株)」による定期路線バス、予約型乗合タクシー「おれんじ号」を運行しているが、赤字運行となっており、市の財政圧迫要因の一部となっている。

引き続き、地域の交通資源を有効に活用し、効果的・効率的な運行（運航）・運営を行うことで、市の財政負担の適正化を図りながら、持続可能な公共交通体系の構築を図る必要がある。

(2) その対策

ア 市道等の整備

- 半島循環道路でもある国道、県道の改良率の向上を図り、円滑な交通と地域間

の連携強化により活性化を促進する。

- 市内の生活道路である市道改良事業、舗装補修、橋りょう及びトンネル長寿命化事業などを推進する。

5年間の目標	市道舗装補修 12Km 市道橋りょう補修 10 橋 市道トンネル補修 1 箇所
--------	---

イ 農道、林道の整備

- 農業の生産性の向上及び農産物の流通合理化を図り、林道などとも連携した農道の維持・管理を行う。既存施設のうち、農道橋については、令和2年度に策定した長寿命化計画に基づいて計画的な更新に努める。
- 森林の持つ国土保全機能や自然環境保護の視点から、林道を維持・整備する。

5年間の目標	農道橋補修 3 橋
--------	-----------

ウ 交通確保対策

- 公共交通の安全性と利便性を高めるために、バス車両や船舶などの利用環境の改善を行う。
- 地域との協働により公共交通の維持・確保・改善を図る。
- 公共交通を守り育てていくために、利用や改善等に関する意識の醸成を図る。
- 利用者のサービス向上や持続可能な公共交通を構築するため、MaaS*や自動運転などの新技術について情報収集し、本市に適したものについて導入を検討する。

※ MaaS：複数の交通サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービス

5年間の目標	路線バスの年間利用者数 44.5 万人以上 航路の年間乗降客数 137.5 万人以上
--------	---

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市道 道路	市道改良事業	市	
		市道舗装補修	市	
		トンネル長寿命化事業	市	
		橋りょう長寿命化事業	市	
		法定外公共物(里道)の改修補助	市	
	(2) 農道	アダプト活動支援事業	市	
		農道整備事業	市	
		農道橋補修事業	市	
	(3) 林道	林道整備事業	市	

	(7) 渡船施設 渡 船 (9) 過疎地域持続的発 展特別事業 江田島市公共交通 協議会負担金事業	航路船舶更新事業 江田島市公共交通協議会負担 金事業 <事業内容> 市公共交通協議会が実施す る事業に要する経費を負担 する。 ・まちづくりと連携した公 共交通の構築 ・公共交通の利便性を高め るための利用環境の改善 ・地域との協働による公共 交通ネットワークの確保 ・維持・改善	市	<必要性> 公共交通は、生活 するための大切 なネットワーク であり、持続可能 な体系を構築す る必要がある。 <効果> 地域の「まとまり 」と「つながり」 を守る公共交通 ネットワークの 長期的な構築が 期待できる。
	生活交通維持確保 事業	生活交通維持確保事業 <事業内容> 公共交通事業者に対し運営 及び利用者への負担軽減に 要する経費の一部を補助す る。	市	<必要性> 公共交通の利用者 減少により、事業 者の経営は厳しく なっているが、市 民の日常生活等を 支えており、公共 交通の維持・確保 が重要である。ま た、通学費用は子 育て世代の経済的 負担となっており 支援が必要であ る。 <効果> 公共交通を維持・ 確保できる。ま た、子育て世代を 支援することで 定住促進につな がる。
	(10) その他	国道県道改良事業負担金	県	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

人口減少により給水人口も減少しているが、水道は市民生活、事業活動など様々な場面で必要不可欠なライフラインであり、常に安全・安心な水を安定的に供給することが求められている。その一方で、施設の整備年度が古いためから、管路や送配水施設を含め老朽化の著しい施設の更新が急務となっている。

このため、広島県水道広域連合企業団広域計画に基づき国の交付金を活用しながら施設更新を進めており、とりわけ、基幹施設である前早世浄水場と第1配水池の更新事業を主要プロジェクトに位置づけ取り組んでいる。

表4－1 水道の現状（上水道事業）(単位：人、リットル)

区分	区域内人口（人）	給水人口（人）	1人1日最大配水量（リットル）	1人1日平均給水量（リットル）
平成2年度	37,608	36,563	409	324
平成7年度	34,918	34,321	420	342
平成12年度	32,388	31,440	425	344
平成17年度	29,754	28,307	427	365
平成22年度	27,161	26,256	406	347
平成27年度	24,627	23,666	413	338
令和元年度	22,632	21,742	401	335
令和6年度	20,286	20,002	413	352

資料：広島県水道広域連合企業団江田島事務所

イ 下水道

下水道事業では、事業運営費用に対する収入確保のため、下水道未接続世帯への接続啓発活動に取り組んでいる。しかしながら、人口減少の影響により使用料収入が減少しており、収入の安定確保が課題となっている。

また、施設の老朽化が進行しており、更新や修繕に多額の費用を要している。さらに、人口減少に伴い、既存施設の能力過剰や運営効率の低下も懸念される。

このため、使用料収入の減少や施設の老朽化による費用増大、施設規模の適正化などの課題に対応し、将来に向けて継続的かつ安定的に事業を運営できる基盤を確立する必要がある。

あわせて、下水道の雨水対策については、市街化の進展による雨水流出量の増加に加え、既存排水施設（雨水ポンプ場、雨水管渠等）全般で老朽化が進行している。

特に基幹的なポンプ場等で機能低下が懸念され、頻発する集中豪雨等による内水被害を防止するため、計画的な更新・長寿命化による排水機能の確保が喫緊の課題となっている。

ウ 合併処理浄化槽

下水道整備区域内であっても整備が困難な地域及び下水道未整備区域においても、公共水域の水質保全に努める必要がある。また、単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換に対する支援も行い、生活排水を適切に処理し、河川などへの環境負荷の低減に取り組む必要がある。

エ 廃棄物処理・火葬場

呉市へ委託している可燃ごみの処理は、中継施設であるリーセンターにおいて、アームロール車へごみを圧縮して積み込み、クリーンセンターへ運搬している。

不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）は、環境センターにおいて処理をし、不燃物は埋め立て、資源物は再資源化に取り組んでいる。

環境に対する住民の関心の高まりに応えるため、再生プラスチックを40%以上配合（エコマーク入り）した指定ごみ袋の導入、ごみの減量化や再利用に取り組み、循環型社会経済システムへの転換を図る必要がある。

市内各所において、ごみの不法投棄が見受けられるため不法投棄防止カメラ等により、監視体制の強化と海ごみの流出防止や海岸漂着物の清掃・回収に努める必要がある。

可燃ごみ集積施設のリレーセンター及びクリーンセンター、粗大ごみ等処理施設及び一般廃棄物最終処分場の環境センターは、いずれの施設も経年による老朽化が進み、設備等の故障が増加傾向にある。

そのため、長寿命化計画に基づき施設整備を計画的に行い、ライフサイクルコストを抑えるとともに、突発的な故障や不具合にも対応していき、廃棄物処理施設に求められる性能水準を維持しつつ施設の長寿命化を図り、安定した施設運営を行う必要がある。

また、最終処分場においては埋立残余年数が約14年と予測されていることから、拡張用地を確保するなど、計画的に施設整備を進める必要がある。

一般廃棄物である生し尿と浄化槽汚泥を処理し、下水道の終末処理場へ放流する前処理施設は、平成26年度に供用開始した施設である。これまで、大きなトラブルもなく稼働しているものの、今後においては、計画的な設備の更新に努める必要がある。

火葬業務は、葬斎センターにおいて実施しているが、供用開始から28年を経過したため、令和6年4月に火葬炉の更新工事に着手し、令和8年度までに火葬炉5基を更新する計画である。また、令和6年度は待合棟の空調設備を更新し、令和7年度は火葬棟の空調設備の更新にも着手したことから、当該施設の基幹的な設備は概ね更新された。残るは、建物本体の改修と照明設備のLED化を進め、安らぎの場の提供と安定した施設運営に努める必要がある。

オ 消防・救急施設等の整備

消防行政の使命でもある市民の安全・安心を守っていくためには、激甚化・頻発化するあらゆる災害に対応できる消防体制づくりが必要不可欠であり、そのための消防車両、通信設備その他の資機材等の更新・整備を計画的に実施していく必要がある。

消防屯所等は、老朽化が進む中、大規模災害発生時でも防災拠点としての機能や消防力を保持する必要がある。そのため、統廃合を含めた組織再編を行うとともに、耐震化や機能維持を図る必要がある。

また、人口減少と高齢化が進む中、より高度な救急救命活動が求められ、救急救命士や指導救命士の養成等、救急体制の整備が急がれる。こうした救急需要に対応するため、救急高度化に向けた車両及び資器材などを更新・整備する必要がある。

カ 防災組織

大規模な災害が発生した場合、行政だけの対応では限りがあり、市民各自が防災意識を持ち、地域の人たちと協力して災害に強いまちづくりを行う必要がある。大規模災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を市民に周知するとともに、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政による「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会を実現する必要がある。

キ 防災機能の充実・強化

本市は、大潮の満潮時に水面レベルよりも低い地帯があるため、水害の危険性が高い。また山側には、風化花こう岩が広く分布し、集中豪雨等による土砂災害の発

生しやすい地形的・地質的特性がある。さらに、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池が、33か所ある。

こうした中、近年、局地的な大雨等による激甚災害が発生しており、災害の広域・複合化も進んでいるほか、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受け、津波災害も予測されている。

本市の地形・地質を考慮して、洪水や土砂災害対策のための河川や土砂災害防止施設の整備が必要である。

さらに、密集住宅市街地の整備や地震・津波時の避難地・避難路の確保が必要である。

大規模災害が発生した場合、安全に避難し、避難生活に適切に対応できる環境の確保が必要であり、避難所においては、要配慮者や性別、プライバシー等への配慮も求められる。

ク 住宅の整備

本市は、人口減少に伴い空き家が増加しており、管理不全により周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家も少なくないため、対策を推進する必要がある。一方で、近年の空き家バンク等の取組により、移住者等の受皿として空き家が有効に活用される事例も増えており、空き家の発生抑制と適正管理の推進、利用促進、除却促進とフェーズごとに有効な対策を行い、良好な住環境の整備を図る必要がある。

また、令和6年度末において市営住宅を96棟603戸管理しているが、耐用年数を経過し老朽化した住宅も多く、半数以上が耐用年数の過半を経過していることから、修繕費等の管理経費の増大が予測される。市営住宅の除却の促進と効率的かつ円滑な整備と居住管理を行い、既存ストックの長寿命化を図る必要がある。あわせて、要介護者など多様化する住宅確保要配慮者への対応にも配慮する必要がある。

ケ 防犯

本市の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに半減しているものの、下げ止まり傾向にある。市民の生活や財産を守るため、警察を始め関係機関との連携を強化しつつ、市民の防犯意識の高揚及び防犯対策設備の充実を図り、安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。

また、特殊詐欺など市民を取り巻く犯罪が多様化・複雑化しているため、被害に遭わないための意識向上につながる啓発活動等を行う必要がある。

コ 交通事故防止

令和6年までの過去5年間の交通事故発生件数は、減少傾向にあることから引き続き、警察署及び交通安全協会と連携して、交通安全思想の啓発活動を行うとともに、市民の交通安全意識の高揚を図る必要がある。

サ 公園

公園は、人と自然が共生する都市環境やレクリエーション空間の確保、余暇、災害の防止、美しい景観の形成など多様な機能を有している。

本市では、都市計画公園が11か所、その他の公園が36か所存在し、緑地等を合わせると74か所整備されている。

公園内に設置されている各種施設・遊具については、毎年点検はしているが、老朽化も進行している状況にある。

また、人口減少、少子高齢化の進行により、利用の少ない公園や類似施設との統廃合、機能拡充、効率的な管理の在り方などを検討した上で、総合的な管理・活用の取組を行う必要がある。

(2) その対策

ア 上水道

- 生活基盤である水道施設については、より安全で良質の給水を行うため、基幹施設の更新に取り組む。
さらに、健全な経営基盤を確立し、水道事業体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築する。
- 老朽管及び老朽施設を計画的に更新することで漏水事故防止に努め、水供給の安定化を図る。

5年間の目標	基幹施設の更新に取り組むと同時に、石綿管残存延長を令和9年度までにゼロとする。
--------	---

イ 下水道

- 衛生的で快適な生活環境の維持と公共用水域の水質保全を目的とし、将来にわたる下水道事業の継続的かつ安定的な運営を目指す。
- 下水道未接続世帯への接続啓発活動の強化し、使用料収入の確保に努める。
- 施設の点検により老朽化の進行状況を的確に把握し、適切な維持管理を行うことで、施設の長寿命化を進める。
- 人口減少を踏まえ、施設能力の見直しや統廃合を検討し、更新費用及び維持管理費用の抑制と効率的な施設運営を推進する。
- 集中豪雨等による内水被害を防止し、老朽化した雨水ポンプ場等の計画的な更新・長寿命化など、内水対策を総合的に推進する。

5年間の目標	下水道施設の適切な維持管理(長寿命化)の実施による下水処理機能停止件数 0件 雨水ポンプ場の適切な維持管理(耐震診断・長寿命化)の実施による排水機能停止件数 0件
--------	--

ウ 合併処理浄化槽

- 下水道事業の実施が困難な地域及び下水道未整備区域の単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換に対して、合併処理浄化槽の設置補助を行い、快適な生活環境や水質の保全に努める。
- 市が造成、販売した住宅団地の集合処理浄化槽が老朽化していることから更新する。

エ 廃棄物処理・火葬場

- 可燃ごみの処理については、引き続き呉市へ委託する。
- 環境への負荷をできるだけ抑制していくため、ごみの分別収集の徹底とリサイクル等により、循環型社会の形成を推進する。
- 不法投棄の監視体制を強化するため、監視カメラの増設などにより、不法投棄の発生を防止する。
- 廃棄物処理施設は、長寿命化計画に基づき施設整備を計画的に行い、ライフサ

イクルコストを抑えるとともに、突発的な故障や不具合にも対応していき、廃棄物処理施設に求められる性能水準を維持しつつ施設の長寿命化を図り、安定した施設運営を行う。

- 最終処分場においては、埋立残余年数が約14年と予測されていることから、拡張など計画的な施設整備を行う。
- 生し尿と浄化槽汚泥を処理し、下水道の終末処理場へ放流する前処理施設は、長寿命化計画に基づき施設整備を計画的に行い、安定した施設運営を行う。
- 火葬場は、建物本体の改修と照明設備のLED化を進めるとともに、長寿命化計画に基づき施設整備を計画的に行い、ライフサイクルコストを抑えながら、突発的な故障や不具合にも対応し、安定した施設運営を行う。

5年間の目標	ごみの総排出量 6,758トン（令和12年度）
--------	-------------------------

オ 消防・救急施設等の整備

- 消防本部及び消防団の車両及び各種災害対応資機材の更新・整備を進め、災害活動対応能力の向上を図る。
- 消防屯所等は、大規模災害発生時でも機能を保持し、円滑な災害活動が展開できるよう耐震化等を進める。
- 消防通信施設については、保守期限を迎える施設の更新・整備を進めるとともに、必要に応じて機能の向上を図る。
- 高齢化や救急高度化などを考慮しながら、計画的な車両及び救急資器材の更新・整備を行い救命率の向上を図る。

5年間の目標	車両及び資機材の更新・整備 9台 各施設の更新 4施設
--------	--------------------------------

カ 防災組織

- 各地域に防災リーダーを養成し、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の結成や活動支援等防災対策の推進を図る。

5年間の目標	防災リーダーの養成 人口100人当たり1人 (令和6年度 防災リーダー257人)
--------	---

キ 防災機能の充実・強化

- がけ崩れなどのおそれがある地域には、がけ崩れによる被害から人家や公共施設を守るため、のり面保護などの対策を行う。また、人的被害を与えるおそれのあるため池については、計画的に廃池とする。
- 地域防災計画や各種マニュアル等を定期的に見直し、市職員に研修を行い、危機管理意識及び能力の向上に取り組む。
- 大規模災害に備え、資機材、食料等を確保できるよう民間事業者と応援協定を締結する。
- 災害応急対策を含む総合防災訓練を実施するとともに、避難訓練や児童生徒に対する防災訓練により防災意識の向上に努める。
- 軽量で扱いやすい消火栓ホース等に更新し、地域防災力の向上を図る。
- 災害に対し、全序的に対応するための情報収集と共有、伝達を行う機能を持つ機材を災害対策本部用に整備する。

- 局所的集中豪雨に伴う土砂災害等の避難情報発信のため、市内4か所に雨量計を、5か所に監視カメラを設置し、集中監視している。
- 避難所指定施設に非常食、飲料水、毛布等の応急的に必要と考えられる必需品等の備蓄を推進する。
- 良好的な避難所生活が送れるよう避難所の生活環境整備を行うとともに、通信設備や発電設備、案内看板等の整備を進める。

5年間の目標	急傾斜地の崩壊防止対策（対策工事2か所の実施） 防災訓練（毎年1回実施）
--------	---

ク 住宅の整備

- 空き家の適正管理・利活用を促進するため空き家バンクや補助等を実施するとともに、所有者等の管理意識の醸成を図るため、広報などによる啓発活動の充実に努める。
- 老朽化等により活用困難な空き家は、除却を促進するとともに、管理不全な空き家については、安全対策措置通知や助言・指導等により改善を促進する。
- 市営住宅は、既存ストックの長寿命化を図るため、計画的に効率的な改修を行い、居住性の向上、福祉対応等に配慮した快適な住環境の提供を図るとともに、老朽住宅の除却を推進する。
- 市営住宅の建設（改修を含む。）に当たっては、高齢者、障害者等の日常生活に配慮するとともに、子育て世帯等のニーズにも対応し、人口減少下においても、住宅セーフティネットとして良好な居住環境が確保できるように努める。

5年間の目標	空き家等適正管理補助件数 80件 空き家除却補助件数 100件
--------	------------------------------------

ケ 防犯

- LED化した市内の防犯外灯を適正に管理し、夜間の安全性を高めるとともに消費電力を抑える。
- 市内の主要港や交差点に防犯カメラを設置し、犯罪抑止効果を高める。
- 防犯連合会や警察等と連携し、防犯パトロール、犯罪や防犯に関する啓発活動を積極的に推進し、防犯意識の高揚を図る。
- 消費相談窓口に、専門的な知識のある職員を配置し、消費者被害の防止に努める。
- 消費生活に関わる情報提供と啓発のため、講座の開催や啓発活動に積極的に取り組む。

5年間の目標	犯罪認知件数 60件未満 (令和6年犯罪認知件数 46件)
--------	----------------------------------

コ 交通事故防止

- 交通安全運動等を通して、市民が交通安全意識を持てるよう積極的に活動を行う。
- 市民の安全を確保するため、危険箇所にガードレールやカーブミラーの設置などの交通安全施設を整備する。

5年間の目標	5年間の交通死亡事故件数 0件
--------	-----------------

サ 公園

- 限られた財源の中で、公園の整備、管理・活用を効果的に進め、次世代の負担軽減にも配慮しつつ、安全で快適な都市環境の形成を推進する。
- 公園利用者の多様性を考慮し、施設整備を推進する。

5年間の目標	公園施設整備 3公園
--------	------------

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	広域計画に基づく老朽管及び老朽施設の更新推進事業	広島県 水道広域連合企業団	
		公共下水道整備：中央処理区 処理施設等更新事業 一式	市	
		特定環境保全公共下水道整備 ：切串処理区 処理施設等更新事業 一式	市	
		特定環境保全公共下水道整備 ：中田処理区 処理施設等更新事業 一式	市	
		特定環境保全公共下水道整備 ：鹿川処理区 処理施設等更新事業 一式	市	
		特定環境保全公共下水道整備 ：大柿処理区 処理施設等更新事業 一式	市	
		広域化・共同化事業 (下水道施設の統廃合等)	市	
		農業集落排水整備：沖処理区 処理施設等更新事業 一式	市	
		農業集落排水整備：三高処理区 処理施設等更新事業 一式	市	
		広域化・共同化事業 (農業集落排水施設の統廃合等)	市	
	農村集落 排水施設	生活排水路整備事業	市	
		雨水ポンプ場長寿命化事業	市	
		内水対策強化事業（内水浸水想定区域図作成、雨水ポンプ場機能強化等）	市	
		集合処理浄化槽更新事業	市	
		小型合併処理浄化槽設置補助事業	市	
(3) 廃棄物処理施設				

		ごみ処理施設	最終処分場施設整備事業 用地取得・各種設計・建設	市	
		し尿処理施設	リレーセンター長寿命化事業	市	
		その他	環境センター長寿命化事業	市	
			前処理センター長寿命化事業	市	
			廃棄物収集運搬車・重機更新事業	市	
			廃棄物収集運搬事業 パッカー車・ダンプカー更新	市	
			不法投棄防止監視カメラ設置事業	市	
			生ごみ処理機購入補助事業	市	
			廃棄物処理施設の今後の方針検討・更新事業（リレーセンター・クリーンセンター・環境センター）	市	
			エコマーク入り指定ごみ袋の導入事業	市	
(4) 火葬場			葬斎センター　炉内台車・火葬炉入替事業	市	
			葬斎センター長寿命化事業	市	
(5) 消防施設			消防水利設置事業 消火栓・防火水槽の整備・維持管理等	市	
			消防団車両整備事業	市	
			防災拠点施設整備事業（消防団屯所等の整備）	市	
			消防・救急関係一般事業 消防・救急車両更新整備、各種災害対応資機材整備	市	
			高機能消防指令センター更新事業	市	
(6) 公営住宅			消防救急デジタル無線更新事業	市	
			市営住宅改修事業	市	
			市営住宅除却事業	市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業					
		生活	空き家等対策事業 <事業内容> 空き家の所在地や状態等を把握するため、空き家実態調査を実施する。また、空き家の所有者等に対し、適正管理、活用、除却等の課題解決に必要な費用の一部を補助する。	市	<必要性> 現状を把握することで、地域資源である空き家の利用促進、空き家が放置され管理不全となることを抑止し、住民の安全・安心を阻害する老朽危険空

			き家の発生を防 止する必要があ る。 ＜効果＞ 増加傾向にある 空き家について、 活用・除却等によ り、歯止めをかけ るとともに、適切 な管理により良 好な住環境の維 持が長期的に図 られる。
	危険家屋除却補助事業 ＜事業内容＞ 老朽化した木造の危険空き 家の所有者等に対し、除却 費用の一部を補助する。	市	＜必要性＞ 倒壊等による被 害防止など市民 の安全・安心を守 るため、除却を促 進する必要があ る。 ＜効果＞ 老朽危険空き家 の除却により、長 期的に周辺の住 環境の改善が図 られる。
防災・防犯	防災対策事業 ＜事業内容＞ 大規模災害に備えた危機管 理体制を構築するため、地 域の防災活動の支援などの 事業を展開する。	市	＜必要性＞ 近年は、全国的に 激甚災害が多発 しており、その対 策が必要となっ ている。 ＜効果＞ 災害対応能力と 地域防災力の向 上が継続して期 待できる。
(8) その他	交通安全施設整備事業 ガードレール・カーブミラ ー設置等	市	
	防犯外灯管理運営事業 新設・修繕	市	
	防犯カメラ設置事業	市	
	公園緑地管理・活用計画策定 事業	市	
	公園整備事業	市	
	立地適正化計画策定事業	市	
	小規模崩壊地復旧事業	市	
	防災重点ため池整備事業（県 事業負担金）	県	
	防災重点ため池廃止事業	市	
	急傾斜地崩壊対策事業	市	
	急傾斜地崩壊対策事業（県事	県	

	業負担金)		
	海岸保全事業	市	
	海岸保全事業(県事業負担金)	県	
	災害土砂処分場整備事業	市	
	海岸漂着物等清掃事業	市	
	河川等維持管理事業	市	
	法定外公共物(河川)の改修補助	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「生活環境の整備」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童の保健・福祉

転出超過と出生率の低下による、急激な人口減少は、地方の活力低下と地域の衰退が進行する最大の要因となっている。

こどもを取り巻く環境においては、学校におけるいじめや不登校などの問題に加え、核家族化の進行や共働き世帯の増加から、近所付き合いも希薄化し、子育て家庭が地域で孤立することが懸念される。

このような環境では、地域の見守り機能が低下し、子育て世代の精神的負担が増大し、児童虐待など生命に関わる重大な問題を引き起こす要因となり、こどもの人権擁護や安全性の確保が課題となっている。

また、働きながらこどもを生み、育てやすい環境を整備することは、保護者が仕事と育児を両立できる環境を整え、少子化対策を進める上で重要な政策課題である。

本市の子育て環境においては、園児の減少や保育施設の老朽化が課題であったことから、施設の統廃合にあわせて新築や大規模改修といった施設整備を計画的に進め、現在、市内にある保育施設は、認定こども園が5か所となっている。

一方で、子育て世代からの子育て支援に対するニーズは多様化しており、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育など、保育サービスの拡充を進めているが、出生率の向上に直接的な影響を及ぼすまでには至っていない。さらに、本市には産婦人科がないため、妊婦健康診査を受診するには市外への通院となり、妊婦へ身体的・経済的な負担が生じている。

地域全体でこどもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、こどもが大きな夢を持って心豊かに成長できるよう、「こどもがまんなか こどもの未来をつくる島 えたじま」に向けて、令和7年3月「こども基本法」に基づく「江田島市こども計画」を策定した。この計画は、「第3期江田島市子ども・子育て支援事業計画」、「こどもの貧困対策推進計画」及び「こども・若者計画」の3つの計画を一体的に策定した。

この計画を実行するため、こどもまんなか社会に向けた意識を醸成する必要がある。

イ 高齢者の保健・福祉

令和2年の国勢調査における本市の65歳以上の人口比率は、43.6%と超高齢社会

を迎える。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12年には人口は1万8千人（17,560人）を割り込み、65歳以上の高齢人口の割合は46%に達すると予測されている。今後も平均寿命の延び、若者の流出、出生率の低迷等が懸念されるとともに、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加が予想される。

高齢者が豊かな人生経験を生かしながら積極的に地域社会に参加できる機会の創出、生きがいづくり等を通じて、誰もができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送ることができるよう取組を推進する必要がある。

日常生活において、人が楽しく生き生きと生活するには、良い健康状態を保つことが最も必要である。人生100年時代に入り、生活習慣と深い関わりのある疾病が増加しており、重症化予防及びフレイルに着目した疾病予防の取組を推進する。

本市でも生活習慣病の予防、早期発見・早期治療、重症化予防のため、健診事業・各種健康増進事業を実施している。

今後は、各年代に応じた健康に関するサービスの充実を図るとともに、住民の健康増進に関する「第4次健康江田島21計画」により、住民が主体的に取り組む健康づくりを推進する必要がある。

在宅医療と介護の連携、各種認知症施策の充実を図り、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の充実に向けた取組を推進する必要がある。

人口減少、少子高齢化による労働力人口の減少により、介護分野での人材確保が難しくなっている。介護サービスの必要な方が、必要な時に適切なサービスを受けることができるよう、持続可能な介護サービス基盤の整備に取り組む必要がある。

ウ 障害者（児）の保健・福祉

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」などに基づく各種計画を実行するため、障害福祉サービスの確保、障害者（児）の地域生活支援への取組等を強化し、利用者のニーズに合った、より良いサービスを選択できる基盤の整備や障害者の高齢化・重度化等の対応など、障害者（児）が地域で安心して暮らしていける社会づくりを図る必要がある。

（2）その対策

ア 児童の保健・福祉

- 「江田島市こども計画」に基づき、計画的に子育て支援施策の拡充を図る。
- 核家族化の進行、共働き家庭の増加に伴い、多様化する就労環境に対応できる保育環境を整え、仕事と家庭の両立を支援する。
- 放課後児童クラブの健全運営のため、児童支援員の研修機会の充実に取り組む。また、児童の健全育成のため、施設の整備や充実を図る。
- 安全で安心して預けられる保育環境を確保するため、計画的に修繕等を行う。
- 年度途中の未満児（0～2歳児）の入園増加に対応できる保育環境を確保する。
- 多様な就労環境に対応するため、ファミリーサポートセンターの運営や延長保育、土曜終日保育など保育サービスを提供する。
- 「江田島市こども計画」の基本理念である、「こどもがまんなか こどもの未来をつくる島 えたじま」を実現するため、こどもの誕生前から就学前までの切れ目のない支援、教育・保育事業の充実と人材の確保、体験やふれあいの機会づくり、こどもの居場所づくりを重点に掲げ、こどもの健全な育成のための総合的な子育て環境づくりを推進する。

- 安全で安心な出産を支援するため、妊婦健康診査受診時に要する交通費を助成する。

5年間の目標	ファミリーサポートセンターの会員数 50 人 産前・産後ママのサロン及びママパパスクールの事業実施回数 15 回 子育て情報アプリの登録者数 1,360 人
--------	--

イ 高齢者の保健・福祉

- 認知症基本法の施行に伴い、認知症の人やその家族も含めた様々な地域の多様な主体が「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域づくり、社会参加ができるよう推進する。
- 住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の各サービスが切れ目なく提供される社会の実現を目指し、高齢者の権利擁護や地域のネットワークづくりなど地域包括支援センターの機能の充実を図る。
- 介護保険制度の安定的な運営のため、介護サービス提供事業者と連携し、介護人材の育成や確保に向けた取組を推進する。
- 健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康づくり・保健事業を実施し、生活習慣病予防、介護予防を推進し、健康寿命の延伸を図るため、「第4次健康江田島21計画」により、「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・えたじま」を基本理念として掲げ、事業を推進する。
- いきいき百歳体操など住民主体の通いの場への支援を通じて、社会参加を促進する。また、寝たきり等の原因となる身体機能の低下、生活習慣の改善を図るために、つどいの場を生かした保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、介護予防の取組を推進する。
- 老人クラブ、シルバー人材センター等に対する支援を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を推進する。
- 健康診査、健康教育、健康相談等の健康増進事業を実施し、住民の健康意識向上のための啓発、生活習慣の改善に取り組む。

5年間の目標	いきいき百歳体操や老人クラブなどの生きがいづくりや見守りを目的とした高齢者が社会参加できる場の数 5か所 (令和6年度 3か所)
--------	---

ウ 障害者（児）の保健・福祉

- 全ての市民が、障害や障害のある人について正しく理解し、相手を思いやり認め合いながら人権を尊重する共生社会の実現に向けて、広報・啓発活動を行うとともに、障害者の社会参加や交流ができる場の拡大を図る。
- 権利擁護支援を必要とする障害者（児）が適切な支援につながるよう、成年後見制度の利用促進や関係機関との連携、相談対応を行う。
- 関係機関と連携しながら、障害者（児）が住み慣れた場所で安心してサービスを受けられる体制整備に努めるとともに、相談事業・地域生活支援事業・施設入所など障害の程度や障害者（児）の生活様式に応じたサービスの提供と自立生活への支援を行う。
- 高齢者や障害者（児）などが円滑に利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化対策を推進する。

5年間の目標	地域の相談機関との連携強化の取組実施回数 年間 12回以上 (令和6年度 12回)
--------	--

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	保育施設維持管理事業 保育施設等解体事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	妊婦健康診査交通費等助成事業 <事業内容> 妊婦一般健康診査受診時に要する交通費を助成する。	市	<必要性> 本市には産婦人科がなく、市外への通院が必要となり、妊婦にとって身体的・経済的負担が生じている。 <効果> 妊婦の身体的・経済的負担の軽減が継続して図られる。
		ファミリーサポートセンター事業 <事業内容> 子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となって、一時的に子育てを助け合う有償ボランティア	市	<必要性> 核家族化の進行や就労環境の変化など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっている。 <効果> 育児の孤立化を防ぎ、将来にわたって子育てやすい環境づくりに資する。
		子育て支援アプリ活用事業 <事業内容> アプリを活用して、子育て情報の自動配信やオンライン相談を行う。	市	<必要性> 子育て情報をいつでも容易に入手できる環境が求められている。 <効果> ホームページ掲載データを自動

			収集した利用者への情報配信が可能となり、長期的な業務の効率化が図られる。また、オンライン相談が可能となり、利用者の利便性が高まる。
高齢者・障害者福祉	母子保健事業 <事業内容> 乳幼児健康診査、妊産婦・乳児医療機関委託健康診査等、産後ケア事業、伴走型支援事業、妊婦支援事業、不妊治療費助成等	市	<p><必要性> 妊娠期から子育て期にわたる不安の軽減や育児の孤立化を防ぎ、母子の健康の保持増進を図る必要がある。</p> <p><効果> 安心して妊娠・出産・子育てに取り組める長期的な支援体制の整備につながる。</p>
	放課後児童健全育成事業 <事業内容> 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（放課後児童）に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。		<p><必要性> 留守家庭児童について、こどもが安全に過ごすことができ、緊急時においても適切な対応ができる環境の整備が求められている。</p> <p><効果> 家庭、地域等との連携の上で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となり、長期的に児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ることができる。</p>
	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業 <事業内容> 在宅のひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報システムを設置することにより、高齢者の日常生活の不安を軽減し、急病・事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	市	<p><必要性> 今後、ひとり暮らしの高齢者が更に増加するものと考えられ、安全で安心な生活を確保するためにも継続した取組</p>

			<p>が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>コールセンターからの定期的な安否確認や緊急時の対応等により、ひとり暮らしの高齢者の不安軽減につながる。</p>
	<p>在宅高齢者福祉推進事業（老人クラブ補助事業）</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>老人クラブが高齢者の生きがいと社会参加促進を図り、健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と福祉の向上に資することを目的とする。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>老人クラブ活動を通じた高齢者同士のつながりは重要であると考えられるため、継続した取組が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>市老連が行う事業に加え、各地域の老人クラブ活動における、友愛訪問や奉仕活動などの地域活動を継続して行うことにより、高齢者の生きがいや健康づくりにつながる。</p>
	<p>高齢者能力活用事業（シルバーメンタリティ事業）</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>高齢者に対し、地域社会に密接した臨時的かつ短期的な仕事を確保し、就業機会を創出する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>高齢者が地域で孤立することを防ぎ、生きがいを持ち、社会参加できる機会の確保が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>高齢者の就業機会を創出することにより地域社会が活性化し、社会参加による生きがいの充実や健康の維持・増進につながる。</p>
	<p>福祉人材確保事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>福祉人材の確保を図る。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>誰もが住み慣れた地域で、できるだけ長く生活していくためには、それを支える福</p>

			<p>祉人材の確保が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>誰もが福祉の担い手となり、地域を支え合う意識の醸成につながる。</p>
障害者自立支援給付事業	市	<p>＜事業内容＞</p> <p>障害福祉サービスや自立支援医療費等に係る給付費を扶助する。</p>	<p>＜必要性＞</p> <p>障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行い、障害者(児)の福祉の増進を図る必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>障害福祉サービス給付費等や心身の障害を除去・軽減するための医療費について扶助することで、長期的に障害者等の自己負担額の軽減ができる。</p>
障害者地域生活支援事業	市	<p>＜事業内容＞</p> <p>障害者等相談支援事業委託、成年後見中核機関運営事業委託、日常生活用具購入費・移動支援事業・日中一時支援事業費の給付、自発的活動支援事業補助金の交付、手話通訳者等の設置及び派遣を行う。</p>	<p>＜必要性＞</p> <p>障害者(児)が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障害者等の福祉の増進を図る必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>障害の有無に問わらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。</p>

健康づくり	障害児通所支援事業 <事業内容> 障害児の保護者等に児童発達支援・放課後等デイサービス等の児童通所支援における費用を給付する。	市	<必要性> 障害のある児童等に対して社会生活等に適応できるよう日常生活における基本的動作の指導、必要な知識の付与又は集団生活への適応訓練を行う必要がある。 <効果> 適切な支援を受けることで、長期的に児童の発達が促進される。
	介護予防・日常生活支援総合事業 <事業内容> 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、サービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う。	市	<必要性> 本市においては、訪問介護員による身体介護、生活援助と通所介護と同様のサービスのみの提供となっているが、要支援と認定された方にとって最も重要な「受皿」となる。 <効果> 高齢者が要支援状態となっても住み慣れた環境で自身の能力を生かしながら、継続して在宅生活を送ることができる。
	食育推進事業 <事業内容> 食育講演会、食育教室、食生活改善推進員研修会、栄養相談等	市	<必要性> 食を味わい、おいしく食べることは、生涯にわたり健康で生き生きと暮らすにつながるため、ライフコースアプローチを見据えた、食育の推進に取り組む必要がある。 <効果> 健全な食生活の実践は、生活習慣病予防や健康寿命の延伸につな

			がり、食によるコミュニケーションや交流は、豊かな心を育み、長期的に地域や人々の絆を深めるきっかけづくりになる。
	健康増進事業 <事業内容> 健康教育、健康相談、住民健診等	市	<必要性> 一人ひとりが自分の健康状態を把握し、生活習慣を見直す必要がある。 <効果> 健康意識が向上し、生活習慣が改善される。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療施設は、令和6年では、病院数4、一般診療所数14、歯科診療所数10であり、病床数は358である。

救急患者への対応は、消防本部の救急業務により実施されており、初期救急医療体制は、安芸地区医師会と佐伯地区医師会における在宅当番医制運営事業により確保されている。また、二次救急医療体制は、救急医療確保支援事業により、呉二次保健医療圏において重症患者に対する医療体制が確保されているが、地理的状況や本人・家族の希望によっては、広島市の病院にも依存しているのが現状である。

今後も医療機関との連携を深めながら、地域に根ざした救急医療体制の整備に努めるとともに、必要な医療提供体制の確保に努める必要がある。加えて、出生数の減少による人口減少が大きいため、福祉医療費助成制度の支援等により子育て世代の経済的負担を軽減し、こどもが生き生きと健やかに育つための環境づくりを推進する。

表6-1 医療施設の状況

区分	計	
	施設数	病床数
病院	一般病院	3
	精神病院	1
	計	4
一般診療所	14	37
歯科診療所	10	—

資料：令和6年度広島県西部保健所呉支所 医療施設一覧表

(2) その対策

- 保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連携強化に努める。
 - 在宅当番医制や休日診療、夜間診療等の救急医療の充実を図る。
 - 二次救急医療については救急医療確保支援事業により、維持・確保に努める。
 - 医師の指示の下に救急救命処置を行うことができる救急救命士の養成・確保と、搬送体制の維持・確保に努める。
 - 二次救急医療体制を住民や救急隊にとって、利用しやすいものにするため、地域の実情に応じた救急医療体制の整備に努める。
 - 子育て世代の経済的負担の軽減を目的とした、福祉医療費助成制度の維持・確保に努める。

5年間の目標	二次救急医療機関の施設数 4施設 (令和6年度 4施設)
--------	---------------------------------

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	救急医療確保支援事業 <事業内容> 二次救急医療（小児救急医療）を確保するため、呉二次医療圏内にある小児救急医療機関へ財政支援を行う。 ・二次救急医療（小児救急医療）体制の維持・確保	市	<必要性> 本市の病院は、減少と医師の高齢化傾向にあり、市内の医療機関だけでは、二次救急医療体制の維持・確保が困難である。 <効果> 救急体制の充実・強化により、将来にわたって安全で安心なまちづくりが期待できる。
		福祉医療費公費負担事業 <事業内容> 子ども等に係る医療費の一部を助成する。 ・子ども医療費助成制度	市	<必要性> 少子化が深刻であり、子育て世代の負担を軽減し、子どもが生き生きと健やかに育つための環境づくりが求められている。 <効果> 子育て世代の経済的負担を軽減し、長期的に医療を受けやすい環境になる。
		在宅当番医制運営事業 <事業内容>	市	<必要性>

	休日等の医療体制を確立するため、医師会に事業委託する。		市内医療機関の当番制により、一次救急医療体制等を確保する。 ＜効果＞ 救急体制の充実・強化により、安全で安心なまちづくりが将来にわたって期待できる。
	救急救命士養成事業 ＜事業内容＞ 高規格救急車に常時救急救命士を搭乗させる体制を維持するため、救急救命士を計画的に養成する。 高度な救急医療提供体制の構築を目指し、救急救命士の教育指導体制を強化するため、指導救命士を養成する。	消防本部	＜必要性＞ 質の高い救命処置及び救急業務の高度化が求められている。 ＜効果＞ 継続してより高度な救命処置を行うことにより、救命率の向上が図られる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「医療の確保」の推進に関する取組については、施設整備に該当する事業を予定していない。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

市内の小中学校では、児童生徒数の減少が急激に進み、学校の適正規模が保ちにくい状況が生じ始めている。

一方で、学校には以前にも増して、多様なこどもが集まるようになった。例えば、特別支援学級に在籍する児童生徒は近年増加傾向にあり、令和6年度時点で全児童生徒の5.5%、10年前の約2.5倍となっている。

また、コロナ禍以降、不登校児童生徒の割合も増え続けている。さらに学校に在籍する外国人生徒も増加しており、10年前の約5倍となった。

その他にも、各種学力調査の結果を見ると、学力に課題のある児童生徒の割合が高くなっている現状もある。

このような社会課題や本市における学校の現状を踏まえると、これまで以上に、誰一人取り残されず、全ての児童生徒の可能性を引き出す教育を推進していくとともに、社会そして本市の持続的な発展を生み出す人材の育成が求められる。

県立の高等学校及び特別支援学校の分級も各1校設置されているが、大柿高等学校については、県教育委員会の方針に基づき、学校活性化地域協議会が設置され、活性化策の協議を進めている。

また、学校は、地域コミュニティ、災害等の緊急避難場所として指定されるなど様々な機能があるので、空調設備の設置や老朽化した施設については、学校施設長寿命化計画に基づき、大規模・長寿命化改修、改築を行う必要がある。さらに、情報化社会に対応したより良い教育を行うため、ＩＣＴ機器の整備・拡充に努める必

要がある。

イ 生涯学習、社会教育及び社会体育

人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が自身や地域に還元される「生涯学習」の実現が求められている。

本市の生涯学習をみると、社会教育施設及び社会体育施設などにおいて様々な活動が行われているが、一方で、参加者が限られていること、若い世代が少ないことなどが指摘されている。

本市の社会教育施設は、図書館（室）3か所、大柿自然環境体験学習交流館（さとうみ科学館）などがある。また、社会体育施設として、スポーツセンター・体育館・武道館等4か所、グランド5か所と学校開放による体育館などがある。

これらの施設を最大限に活用し、こどもから高齢者までが、社会教育、環境、科学などを学習するとともに、スポーツ・レクリエーションの推進を図る必要がある。

（2） その対策

ア 学校教育

- 知・徳・体の育成に加え、持続的な社会の創り手となりうる資質・能力の育成を行う。
- 本市独自の魅力的で特色ある教育の展開を推進する。
- 多様な教育ニーズへの対応を推進する。
- 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する。
- 市内の校種間（小・中・大柿高等学校・呉特別支援学校江能分級）連携の推進を図る。
- 教職員研修の充実やOJT*を通して、教職員の資質・指導力を向上させる。
- 学校と家庭・地域がパートナーとなって取組を進めていくための新たな仕組みを構築する。
- 地元の生徒が地元で自分の夢を叶えることができるよう、大柿高等学校の存続に向けた支援を行う。
- 安全・安心で質の高い教育環境の整備に取り組む。
- 学校施設の修繕や設備・教材、ICT環境の充実に努める。
- 「学校規模適正化検討委員会」を設置し、学校の適正規模・適正配置の検討を進める。
- 統合により遠距離通学となった児童・生徒への対応を行う。

* OJT：職場教育訓練

5年間の目標	主体的な学びが定着している児童生徒の割合 80% 小中学校学力調査の平均正答率 目標値を全学年がクリア 自己実現力、自己効力感がある児童生徒の割合 小 90%中 85% 「自分の住んでいる地域が好き」と回答する児童生徒の割合 小 90%中 85%
--------	---

イ 生涯学習、社会教育及び社会体育

- 市民ニーズにあった講座を実施するなど、生涯学習講座の充実を図る。
- 児童や青少年の居場所づくり、体験学習などの機会の確保・充実に取り組む。
- 人権教育啓発の効果的な事業展開、図書館利用については、市民の要望や意見

等を参考にしながら利便性を高め、利用者の増加に努める。

- 老朽化が進んでいる社会教育施設及び社会体育施設の計画的な改修・修繕や有効活用を進めるとともに、施設の再編・整備について検討する。
- 地域で行う運動会を始め、各種スポーツ大会において、スポーツ推進委員や運動普及推進員などと連携し、体力づくりや健康づくりの普及・推進を図る。

5年間の目標	人口1人当たりのスポーツセンターの利用回数 1.9回 人口1人当たりの総合運動公園の利用回数 1.2回
--------	--

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎・屋内運動場等 水泳プール スクールバス・ボート 給食施設 その他	学校施設長寿命化計画に基づく改修等事業 設計・改修・改築	市	
		学校プール新築事業（設計・解体・新築工事）	市	
		スクールバス更新事業 老朽化車両更新	市	
		学校給食センター維持管理事業	市	
		小中学校タブレット端末更新事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 その他	小中学校デジタル教科書導入事業	市	
		社会教育施設等改修整備事業	市	
		大柿自然環境体験学習交流館リニューアル整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育			
		学校再編・通学支援事業 <事業内容> 学校再編等に伴い遠距離通学となった児童・生徒に対し、スクールバスの運行又は定期券補助により支援する。 ・スクールバス運行委託 ・定期券補助	市	<必要性> 学校再編等に伴い遠距離通学となった児童・生徒に対して、安全で安心な通学環境を提供する必要がある。 <効果> 学校規模の適正化による学校教育の充実が図られるとともに、将来にわたって安全で安心な通学環境が整えられる。

高等学校	<p>ALT (外国語指導助手) 招致事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>小中学校にALT (外国語指導助手) を派遣し、ネイティブスピーカーとして指導補佐を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導業務委託 	市	<p>＜必要性＞</p> <p>英語によるコミュニケーション能力向上のため、ネイティブな英語に触れる機会が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>継続して児童・生徒の国際感覚を養い、小学校ではコミュニケーション能力の素地を養う取組を、中学校ではコミュニケーション能力の基礎を養うことができる。</p>
	<p>里海学習推進事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>ふるさとの自然に対する知的好奇心や探究心を育み、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む人材を育てるため、「里海」を教育資源とした江田島市ならではの「特色ある教育」を実施する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>身近にある自然と共生することの大切さを体験的・継続的に学ぶ場や機会が少なくなっている。</p> <p>＜効果＞</p> <p>自然に直接触れ、海辺の生物を観察する体験活動や調査・研究活動(科学研究)などを通じて、ふるさとの自然の豊かさを実感し、自然科学・環境に関する学習意欲を継続して高めることができる。また、生命を尊び、ふるさとの自然を大切にし、郷土を愛する豊かな心を育むことができる。</p>
	<p>大柿高等学校サポート事業</p> <p>・大柿高等学校魅力化事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>大柿高等学校活性化地域協議会の協議結果に基づき、「魅力ある学校づくり」につながる取組を支援する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>大柿高等学校は市内唯一の高校で、存続できなくなってしまった場合、子育て世代の転出要因となるおそれがある。</p> <p>＜効果＞</p>

	<p>・大柿高等学校活性化事業 <事業内容> 大柿高等学校の活性化や魅力づくり及び中高連携の取組を支援する。</p>		<p>将来にわたって大柿高等学校の魅力向上や定員充足率の向上が期待できるとともに、地域の教育力や子育て環境の充実化も期待できる。</p> <p><必要性> 生徒数を増加させ、教育活動をより活性化することにより、生徒の学習意欲を向上させる必要がある。</p> <p><効果> 活気にあふれる大柿高等学校になるとともに、将来にわたって生徒数の増加が期待でき、地域の教育力が向上する。</p>
生涯学習・スポーツ	<p>生涯学習講座事業 <事業内容> 各種生涯学習講座を実施する。</p>	市	<p><必要性> 住民が教育、学術及び文化に接するための場として、各種生涯学習講座の実施が求められている。</p> <p><効果> 住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に長期的に寄与することができる。</p>
	<p>総合型地域スポーツクラブ事業 <事業内容> 総合型地域スポーツクラブ「江田島 e スポーツクラブ」を支援する。</p>	市	<p><必要性> こどもから高齢者まで、市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる場の提供が求められている。</p> <p><効果> 地域スポーツを振興することにより、将来にわたってスポーツ人口の拡大や住民</p>

			の健康増進を図 ができる。
その他	教育施設等解体事業 <事業内容> 施設再編等により廃止とな った施設を解体する。	市	<必要性> 廃止に伴う未利 用施設について、 老朽化による景 観の悪化や、倒壊 等の防止など市 民の安全安心を 守るため、適正に 管理する必要が ある。 <効果> 未利用施設の解 体撤去により、危 険建物がない生 活環境の改善を 図るとともに、長 期的に跡地活用 の促進を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「教育の振興」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 協働のまちづくり

現在、市内全ての地域において、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織である「まちづくり協議会」が22団体設立されており、全市的に地域運営の基盤が整った。

一方で、人口減少や高齢化の進行に伴い、役員や参加者の固定化が進み、担い手不足が深刻な課題となっている。また、協議会設立から一定の期間が経過したこと、その役割や存在意義が住民の間で薄れつつあり、関心や主体性の低下が懸念される。従来型のイベント実施にとどまっている協議会もあり、地域課題の解決に十分な機能を果たせていない状況も見受けられる。

さらに、今後さらなる人口減少や地域課題の複雑化が進む中で、単一の協議会だけでは対応しきれない課題もあり、協議会エリアの見直しや再編、多様な主体との連携・協働や支援体制の強化が求められている。

イ 多文化共生の推進

近年の外国人の増加に伴い、国籍、人種、民族、文化、習慣、価値観など異なる背景を前提とし、地域で共に暮らしていく多文化共生社会の実現が求められている。

加えて、人口減少が著しい本市にあっては、地域の地場産業と地域社会の活性化にとって欠かせない人材となっている。

異なる多様な背景を持つ人々と地域で共に生活していくには、異なる文化、習慣、価値観などを尊重することが大事であり、かつ、多様な価値観が地域社会で相互理解、尊重される地域社会を醸成していく必要がある。

ウ 公共施設の再編・整備

平成16年11月の合併時に引き継がれた公共施設の大部分は再編整備が進んだが、類似機能の施設が混在している地域があり、各施設の利用率も低いことから、次世代に引き継ぐべき、公共施設の再編・整備を計画的に進める必要がある。

(2) その対策

ア 協働のまちづくり

- 地域の主体的な運営体制を強化するため、まちづくり協議会を核とした協働のまちづくりを推進する。協議会の目的や役割に関する市の指針を策定し、地域住民の理解と関心を深め、地域課題や地域の未来に対する住民主体の参画意識の醸成を図る。
- 集落支援員の活用を含めた支援体制の整備を検討し、地域内での対話と合意形成を促進することにより、地域の課題や将来像を共有し、各まちづくり協議会のまちづくり指針や活動方針の策定を支援する。これにより、地域ごとの方向性と具体的な行動計画の明確化を図る。
- 担い手の育成については、従来の自治会や女性会の支援に加え、自主的に地域活動を行っている市民団体への支援を強化する。また、これらの団体とまちづくり協議会との相互のかかわりや協働を深めることで、地域内の多様な担い手の発掘・育成を推進する。
- 都市住民など、地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図る。

5年間の目標	地域提案型活動支援補助金申請件数 60件 各まちづくり協議会のまちづくり指針や活動方針作成率 45%
--------	---

イ 多文化共生の推進

- 国籍や文化、習慣など異なる背景を持つ人々が共に生活していくよう、個性と多様性を尊重する地域づくりを目指し、多文化共生社会の実現に向けて啓発を行っていく。
- 啓発を進めるに当たっては、文化、習慣、背景が違えば、それに基づく価値観やルールも違うことを相互理解し、地域で共に暮らす人々が、どのように共生していくか、地域での相互交流を図りながら、お互いの顔が見える関係を実現していく中で、「隣近所の多文化共生」の取組を進め、市内全体での多文化共生社会を実現していく。

ウ 公共施設の再編・整備

- 公共施設の再編・整備の指針となる「江田島市公共施設のあり方に関する基本方針」を踏まえ、原則1地域1施設とした統廃合、複合化を図り長期的な維持管理費を抑制するとともに、廃止施設については計画的に解体を行う。
- 施設の集約により、まちづくり拠点としての機能を高め、新たな交流が生まれる施設とする。
- 地域で安全で安心して利用できる公共施設とするため、耐震化はもとより、防災機能の確保、非常時における避難所機能を有した施設とする。
- 20地区の再編整備は完了しているが、残る3地区についても、将来を見据えた

公共施設の再配置を進めるため、再編・整備に必要な財源確保とあわせて、施設利用者や地域住民との話し合いを重ね、短期集中的に事業を展開する。

5年間の目標	3 地区への拠点施設（新設・改修）の設置及び9施設の再編
--------	------------------------------

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	まちづくり推進事業 <事業内容> まちづくり団体補助（まちづくり協議会等）、地域提案型活動支援事業補助、集落支援員、地域おこし協力隊等を活用した取組	市	<必要性> 市民と行政の協働によるまちづくりを推進する必要がある。 <効果> 地域の特性を生かした自主的・主体的な取組が将来にわたって図られる。
		公共施設等改修事業 <事業内容> 公共施設等の老朽化に伴う改修を行う。		<必要性> 公共施設等の老朽化や災害に備え改修等を行い、市民の安全性を確保する必要がある。 <効果> 市民の安全性の確保や利便性の向上を図る。
		公共施設等再編整備事業 <事業内容> まちづくり活動の推進に向けた地域拠点の整備を行う。		<必要性> 地域内に非耐震施設（集会所）が残存しており、まちづくり活動を安全に行うことができる拠点が必要である。 <効果> 地域拠点の整備を支援することにより地域活動の活性化を図る。
	公共施設等解体事業 <事業内容> 公共施設再編により廃止となった施設を解体する。		市	<必要性> 廃止に伴う未利用施設について、

				老朽化による景観の悪化や、倒壊等の防止など市民の安全安心を守るため、適正に管理する必要がある。 ＜効果＞ 未利用施設の解体撤去により、危険建物がない生活環境の改善を図るとともに、長期的に跡地活用の促進を図る。
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「集落の整備」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化は豊かな人間性を育むものであると同時に、人と人との心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壤を提供するものであることから、地域や家庭、学校教育の場において、こどもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接することができ、文化活動に参加できるような機会を拡充していく必要がある。

また、生活様式の向上が進み、少子化が進行していく中で、地域に永く伝わる民俗芸能や伝説などの正確な継承が困難になりつつある。このような状況のもとで、先人が築き、継承してきた文化遺産と、郷土の歴史・文化に対する正しい理解を深め、後世への保護・継承を図ることの必要性を再認識し、貴重な文化を受け継ぎ、文化財の保存・整備を行うとともに、住民への意識啓発を図ることが必要である。

さらに、「文化の担い手は住民一人ひとり」であることから、住民が自主的に文化活動に関わることができる環境を整備・構築することで、地域文化を生かしたまちづくりを推進していく必要がある。

(2) その対策

- 貴重な文化遺産である郷土芸能や民俗芸能等の伝統芸能については、普及に努めるとともに、伝統後継者の育成に向け、幼児期からの音楽・郷土芸能教育に取り組む。
- 所有者や地域と連携を図り、市指定文化財などの保存・保護の施策等を検討していく。
- 美術を愛する人々の作品発表の場や、住民が優れた美術作品を鑑賞するための美術展を開催し、創造活動の幅広い奨励や芸術文化の向上を図る。
- 優れた芸能・芸術に触れる機会の提供を目的とした招へい事業を行い、質の高い芸術や文化に接する機会を拡充する。
- 文化協会交流発表会や作品発表会を開催することにより、発表の機会を設け創作活動を活発にさせるとともに、サークル活動等の活性化や文化関係団体の育成・強化に努める。

5年間の目標	文化施設の年間来館者 4,700人以上 (令和6年度 3,747人)
--------	---------------------------------------

※対象文化施設 学びの館、大柿地区歴史資料館・灘尾記念文庫

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(3) その他	青少年芸術鑑賞事業	市	
		美術展事業	市	
		生涯学習活動推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域文化の振興等」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

今日の地球温暖化問題は、石油や石炭等の化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因している。そのため、省エネルギー対策の徹底等を図るとともに、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーへの転換が求められている。

(2) その対策

- 市民センターや交流プラザは、災害時における拠点施設としての役割を担つてことから、停電時の非常用電源を確保するため、太陽光発電設備の導入を調査・検討し、整備する。
- 住宅等において、太陽光の活用など再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。
- 再生可能エネルギーに関する情報提供、意識啓発等に努める。
- 公用車の更新時においては、エコカーの積極的な導入に努める。
- 公共施設の照明設備のLED化を図る。

5年間の目標	市の事務事業による温室効果ガス排出量 3,404t-CO ₂ (令和12年度) 住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金による補助 50件 (10件/年)
--------	---

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
---------------	--------------	------	----------	----

11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	自立・分散型エネルギー・システムの構築 <内容> 災害時の拠点施設となる公共施設に再生可能エネルギー設備と合わせて蓄エネルギー設備を設置する。	市	
	(3) その他	住宅用太陽光発電システム等普及促進事業 <内容> 住宅等に太陽光発電システム及び省エネルギー設備を設置する費用を補助する。	市	
		公共施設LED化推進事業 <内容> 公共施設にLED照明を導入する。	市	
		公用車購入事業 <内容> 二酸化炭素、窒素酸化物などの排出量が少なく、燃費性能に優れた車両を導入する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」に関する取組の推進に際しては、江田島市公共施設等総合管理計画の基本的な方針と整合を図るものとする。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本市は、今後も人口減少、少子高齢化が進展すると推計されており、現状のまま推移すれば、令和32年には人口約1万200人（10,232人）、高齢化率は約51%に達すると予測されている。

人口減少は、産業・雇用、教育、医療福祉、地域活動、行政サービスの維持など様々な分野に悪影響を与え、ライフラインの維持にさえ懸念を生じさせる大きな課題であり、これらの改善に全力で取り組む必要がある。

しかし、人口減少は我が国全体で進展している課題であることから、本市のような地方の小規模自治体において、劇的な改善を実現することは現実味に乏しい。

取り組むべきテーマは多数あるものの、人口減少による市税収入の減少が見込まれ、市民ニーズに対応するための財源確保が必要となる中で、未利用施設の有効活用など新たな手法を検討し、実行する必要がある。

人口減少を念頭において、限られた経営資源を効果の高い取組に集中投下し、取組内容を積極的に情報発信することで、本市の持続的発展を図っていく必要がある。

(2) その対策

- 人口減少社会ではマンパワーが不足するため、より一層デジタル化が進むと思われ、今後は、これを踏まえた上で施策を推進する必要がある。
- 本市は、都市圏に隣接する瀬戸内海の島しょ部であり、海のある自然環境と都市機能の双方を享受しやすいという大きなセールスポイントがあるため、交流人口・関係人口の拡大を図り、市内外の交流・協働による活力を創出していく。
- 地域の魅力を各種媒体（広報誌、SNS、メディア等）で市内外に発信することで認知度を向上させ、「海のある自然環境と都市機能の双方を享受できる」というブランド価値を創造する。
- 人口や財政の状況を鑑みると、小規模自治体単独で全ての行政サービスを提供することは困難であるため、必要に応じて、連携中枢都市圏制度などを活用した自治体間の広域連携による相互協力のもと、専門人材の確保及び施策の推進を図っていく。
- 未利用施設の利活用・処分方針を明確にし、売却・貸付などによる有効活用を進める。
- 行政運営については、令和6年度に策定された「江田島市行財政経営計画」に基づき、財政調整基金の残高30億円以上の確保を目標に掲げ、施策が真に必要なものであるかを常に点検・精査しながら、持続的発展が可能なまちづくりを目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		情報発信事業	市	
		情報発信媒体再構築事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」に関する取組については、施設整備に該当する事業を予定していない。

事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分 ※再掲

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	交流定住促進事業 <事業内容> 移住・定住情報の発信、相談対応、空き家バンク、定住促進補助など交流・定住の促進に資する取組を実施する。	市	<必要性> 本市への移住・定住をサポートする。 <効果> 将来にわたって、人口減少傾向の改善が見込まれる。
		市交流定住促進協議会事業 <事業内容> 市移住交流拠点施設「フウド」の運営など、交流・定住の促進に資する取組を実施する。	交流定住促進協議会	<必要性> 本市への移住希望者の対応及び都市部と地域住民との交流を促進する。 <効果> 将来にわたって、人口減少傾向の改善が見込まれる。
		体験型修学旅行誘致事業 <事業内容> 体験型修学旅行の受入れや営業活動、体験メニューの開発、縁づくり、民泊・体験事業者研修会、備品の購入等を行う。	市	<必要性> 本市の魅力を効果的に発信するため、若年層の来訪を促進するとともに、少子高齢化で減退している地域の活力を高める。 <効果> 継続して地域住民の活性化や生きがいづくり、受入生徒による経済波及効果、関係人口の創出・拡大が期待できる。
	地域間交流 その他	地域イベントの実施 <事業内容> 島特有の立地や自然、特産品等を生かして、個性的で継続的に交流人口が増加するような観光・交流イベントに対して補助金を交付する。	市	<必要性> 交流人口を増加させ、地域の活力を高める必要がある。 <効果> 本市の魅力を発信することで、継続して地域のにぎわいを生み出し、交流人口や移住者の増加が期待できる。
		関係人口の確保事業 <事業内容> 本市出身者等との体系的かつ継続的な交流	市	<必要性> 市外在住者との縁の維持・拡大や深化が必要

		(東京江田島ファン俱樂部、Forza!エタジマなど)、市外人材と協働によるまちづくりの取組などを実施する。		である。 ＜効果＞ 本市に縁があり応援する関係人口の獲得が継続して期待できる。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農業振興事業 ＜事業内容＞ 地域農業の活性化や経営基盤の安定化に寄与する取組を支援する。	市	＜必要性＞ 農業経営を安定化させ、遊休農地増加の抑制を図る。 ＜効果＞ 将来にわたって、地域農業の活性化と安定化が期待できる。
	第1次産業	担い手育成事業 ＜事業内容＞ 農業及び漁業への新規就労者に対し、研修や就労に対する支援を行う。	市	＜必要性＞ 農業・漁業就労者の担い手不足や高齢化に歯止めをかける。 ＜効果＞ 次代を担う農業・漁業経営者を育成し、長期的に地場産業の振興と働く場所を確保する。
		有害鳥獣被害対策事業 ＜事業内容＞ 有害鳥獣の捕獲や防除用施設の設置などに対する支援を行う。	市	＜必要性＞ 有害鳥獣による農水産物の被害を防止する。 ＜効果＞ 農家や漁家の意欲減退を防止するとともに、将来にわたって、経営の安定化が期待できる。
		オリーブ振興事業 ＜事業内容＞ オリーブの栽培や6次産業化、技術指導、関係団体の支援を行う。	市	＜必要性＞ 高付加価値化・ブランド化した加工品を生産する。 ＜効果＞ 農業経営の安定化や遊休農地の解消が将来にわたって期待できる。
		第1次産業参入奨励事業 ＜事業内容＞ 新たに第1次産業に参入する企業に奨励金を交付する。	市	＜必要性＞ 新たな産地づくり、担い手の確保及び育成並びに雇用の創出により、地域経済の活性化を図るため。 ＜効果＞ 新たな産地づくり、担い

			手の確保及び育成並びに雇用の創出が継続して期待できる。
	水産資源増大対策事業 <事業内容> 種苗の放流や魚礁の整備と併せた水産資源の放流に取り組み、資源の増大を目指す。	市	<必要性> 水産資源を守り、将来にわたって持続的に漁業経営できる環境を整備する必要があるため。 <効果> 港の近くに漁場を整備することで、燃料費や労働時間の削減につながるほか、市場評価の高い魚種を放流することで、将来にわたって漁業所得の向上につながる。
	漁業経営安定事業 <事業内容> 不慮の事故により生じた損害や不漁等により漁獲金額が減少した場合に備えるため、漁業者が負担する掛金の一部を補助する。	市	<必要性> 漁業は、不慮の事故や自然災害による収入の減少等を受けやすい産業であるため、不慮の事故や自然災害に備える必要があるため。 <効果> 保険への加入が促進され、長期的な漁家経営の安定につながる。
	広域都市圏連携事業 <事業内容> 広島市及び呉市を中心としたそれぞれの連携中枢都市圏で、関係市町が連携して事業に取り組む。	市	<必要性> 本市単独では取り組むことができない事業であるため。 <効果> カキの採苗情報が入手でき、継続して安定した採苗につながる。また、就農支援、きゅうりやカキを始めとする農水産物のPRを広域的に実施することができる。
商工業・6次 産業化	6次産業化・地産地消推進事業 <事業内容> 地域振興施設の整備及び運営を支援する。	市	<必要性> 地域振興施設の整備及び運営が円滑に行えるように支援する。 <効果> 将来にわたって、農林漁業者等の所得向上及び雇用拡大が期待できる。

	<p>6次産業化総合支援事業 補助金</p> <p>＜事業内容＞ 農林漁業者等による6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組を支援する。</p>	市	<p>＜必要性＞ 6次産業化を推進することで、地域資源の有効活用や高付加価値化、農林漁業者と商工業者との連携が図られるため。</p> <p>＜効果＞ 農林漁業者等の所得向上及び雇用拡大が将来にわたって期待できる。</p>
	<p>起業支援事業</p> <p>＜事業内容＞ 新たに起業する新規創業者や中小企業者に対し、補助金を交付して支援する。</p>	市	<p>＜必要性＞ 事業所や商店の減少により、働く場の確保が必要となっている。</p> <p>＜効果＞ 事業所の経営規模の拡大と地域の安定的な雇用の受皿を長期的に確保することが期待できる。</p>
観光	<p>えだじまものがたり博覧会開催等事業</p> <p>＜事業内容＞ 本市の観光地としての付加価値向上を目指し、固有の伝統や産業、自然を活用した体験型観光メニューを造成するとともに、プロモーションの実施、販売支援を行う。</p>	市	<p>＜必要性＞ 体験型観光の需要が高まる中で、地域の魅力を伝えるコンテンツにより本市のファンを作るとともに、滞在時間を延ばすことが求められている。</p> <p>＜効果＞ 魅力的なメニューの造成による観光客数の増加、滞在時間の伸長による観光消費額の向上及び市内観光事業者の所得向上が期待できる。</p>
企業誘致	<p>企業立地奨励助成事業</p> <p>＜事業内容＞ 工場等を新設又は増設する者に対し、奨励金により支援する。</p>	市	<p>＜必要性＞ 産業の振興と雇用機会の拡大を図る。</p> <p>＜効果＞ 経済の発展と働く場所の確保により、将来にわたって市民生活の充実と安定化が期待できる。</p>
	<p>企業誘致推進事業</p> <p>＜事業内容＞ 市内に新たに拠点開設</p>	市	<p>＜必要性＞ 産業の振興と雇用機会</p>

		する企業に対し、補助金を交付し支援する。誘致支援業務の委託先と協力して企業の現地視察の対応や、新規開拓を行う。		の拡大を図るとともに、本市への移住・定住を促す。 ＜効果＞ 経済の発展と働く場所の確保により、将来にわたって市民生活の充実と安定化が期待できる。
		無料職業紹介事業補助事業 ＜事業内容＞ 無料職業紹介事業を運営する。	市	＜必要性＞ 本市にはハローワークが設置されていないため、求人情報や相談ができる機能が十分に備わっていない。 ＜効果＞ 本市での就労支援体制の継続的な強化・充実が期待できる。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	その他	デジタルディバイド対策事業 ＜事業内容＞ 幼児期から学校教育までのデジタル教育やスマートフォン教室を実施する。	市 ＜必要性＞ 情報通信技術の利用格差を是正する。 ＜効果＞ 市民がデジタル機器を使って適切に情報を入手し、必要なサービスを受けることができる。
			地上波デジタル放送難視聴地域解消事業 ＜事業内容＞ 難視聴地域における共聴施設の改修費用等を補助する。	市 ＜必要性＞ 地上デジタル放送難視聴を解消する。 ＜効果＞ 地上デジタル放送難視聴地域の費用負担を軽減し、災害時等の情報収集する手段を確保する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	江田島市公共交通協議会負担金事業 ＜事業内容＞ 市公共交通協議会が実	市 ＜必要性＞ 公共交通は、生活するた

		<p>施する事業に要する経費を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりと連携した公共交通の構築 ・公共交通の利便性を高めるための利用環境の改善 ・地域との協働による公共交通ネットワークの確保・維持・改善 		<p>めの大切なネットワークであり、持続可能な体系を構築する必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>地域の「まとまり」と「つながり」を守る公共交通ネットワークの長期的な構築が期待できる。</p>
		<p>生活交通維持確保事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>公共交通事業者に対し運営及び利用者への負担軽減に要する経費の一部を補助する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>公共交通の利用者減少により、事業者の経営は厳しくなっているが、市民の日常生活等を支えており、公共交通の維持・確保が重要である。また、通学費用は子育て世帯の経済的負担となっており支援が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>公共交通を維持・確保できる。また、子育て世帯を支援することで定住促進につながる。</p>
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>空き家等対策事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>空き家の所在地や状態等を把握するため、空き家実態調査を実施する。また、空き家の所有者等に対し、適正管理、活用、除却等の課題解決に必要な費用の一部を補助する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>現状を把握することで、地域資源である空き家の利用促進、空き家が放置され管理不全となることを抑止し、住民の安全・安心を阻害する老朽危険空き家の発生を防止する必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>増加傾向にある空き家について、活用・除却等により、歯止めをかけるとともに、適切な管理により良好な住環境の維持が長期的に図られる。</p>
		<p>危険家屋除却補助事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>老朽化した木造の危険空き家の所有者等に対し、除却費用の一部を</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>倒壊等による被害防止など市民の安全・安心を守るため、除却を促進す</p>

		補助する。		る必要がある。 ＜効果＞ 老朽危険空き家の除却により、長期的に周辺の住環境の改善が図られる。
	防災・防犯	防災対策事業 ＜事業内容＞ 大規模災害に備えた危機管理体制を構築するため、地域の防災活動の支援などの事業を開する。	市	＜必要性＞ 近年は、全国的に激甚災害が多発しており、その対策が必要となっている。 ＜効果＞ 災害対応能力と地域防災力の向上が継続して期待できる。
6 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	妊婦健康診査交通費等助成事業 ＜事業内容＞ 妊婦一般健康診査受診時に要する交通費を助成する。	市	＜必要性＞ 本市には産婦人科がなく、市外への通院が必要となり、妊婦にとって身体的・経済的負担が生じている。 ＜効果＞ 妊婦の身体的・経済的負担の軽減が継続して図られる。
	ファミリーサポートセンター事業 ＜事業内容＞ 子育ての援助をしてほしい人と子育ての援助をしたい人が会員となって、一時的に子育てを助け合う有償ボランティア	市	＜必要性＞ 核家族化の進行や就労環境の変化など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっている。 ＜効果＞ 育児の孤立化を防ぎ、将来にわたって子育てしやすい環境づくりに資する。	
	子育て支援アプリ活用事業 ＜事業内容＞ アプリを活用して、子育て情報の自動配信やオンライン相談を行う。	市	＜必要性＞ 子育て情報をいつでも容易に入手できる環境が求められている。 ＜効果＞	

			ホームページ掲載データを自動収集した利用者への情報配信が可能となり、長期的な業務の効率化が図られる。また、オンライン相談が可能となり、利用者の利便性が高まる。
	母子保健事業 <事業内容> 乳幼児健康診査、妊娠婦・乳児医療機関委託健康診査等、産後ケア事業、伴走型支援事業、妊婦支援事業、不妊治療費助成等	市	<必要性> 妊娠期から子育て期にわたる不安の軽減や育児の孤立化を防ぎ、母子の健康の保持増進を図る必要がある。 <効果> 安心して妊娠・出産・子育てに取り組める長期的な支援体制の整備につながる。
高齢者・障害者福祉	放課後児童健全育成事業 <事業内容> 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(放課後児童)に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。	市	<必要性> 留守家庭児童について、こどもが安全に過ごすことができ、緊急時においても適切な対応ができる環境の整備が求められている。 <効果> 家庭、地域等との連携のもとで、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となり、長期的に児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ることができる。
	ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業 <事業内容> 在宅のひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報システムを設置することにより、高齢者の日常生活の不安を軽減し、急病・事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	市	<必要性> 今後、ひとり暮らしの高齢者が更に増加するものと考えられ、安全で安心な生活を確保するためにも継続した取組が必要である。 <効果> コールセンターからの定期的な安否確認や緊急時の対応等により、ひとり暮らしの高齢者の不安軽減につながる。

<p>在宅高齢者地域福祉推進事業（老人クラブ補助事業）</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>老人クラブが高齢者の生きがいと社会参加促進を図り、健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と福祉の向上に資することを目的とする。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>老人クラブ活動を通じた高齢者同士のつながりは重要であると考えられるため、継続した取組が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>市老連が行う事業に加え、各地域の老人クラブ活動における、友愛訪問や奉仕活動などの地域活動を継続して行うことにより、高齢者の生きがいや健康づくりにつながる。</p>
<p>高齢者能力活用事業（シルバー人材センター事業）</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>高齢者に対し、地域社会に密接した臨時的かつ短期的な仕事を確保し、就業機会を創出する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>高齢者が地域で孤立することを防ぎ、生きがいを持ち、社会参加できる機会の確保が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>高齢者の就業機会を創出することにより地域社会が活性化し、社会参加による生きがいの充実や健康の維持・増進につながる。</p>
<p>福祉人材確保事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>福祉人材の確保を図る。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>誰もが住み慣れた地域で、できるだけ長く生活していくためには、それを支える福祉人材の確保が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>誰もが福祉の担い手となり、地域を支え合う意識の醸成につながる。</p>
<p>障害者自立支援給付事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>障害福祉サービスや自立支援医療費等に係る給付費を扶助する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行い、障害者(児)の福祉の増進を図る必要がある。</p>

		<p>＜効果＞</p> <p>障害福祉サービス給付費等や心身の障害を除去・軽減するための医療費について扶助することで、長期的に障害者等の自己負担額の軽減ができる。</p>
障害者地域生活支援事業 ＜事業内容＞ 障害者等相談支援事業委託、成年後見中核機関運営事業委託、日常生活用具購入費・移動支援事業・日中一時支援事業費の給付、自発的活動支援事業補助金の交付、手話通訳者等の設置及び派遣を行う。	市	<p>＜必要性＞</p> <p>障害者(児)が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障害者等の福祉の増進を図る必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>障害の有無に関わらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。</p>
障害児通所支援事業 ＜事業内容＞ 障害児の保護者等に児童発達支援・放課後等デイサービス等の児童通所支援における費用を給付する。	市	<p>＜必要性＞</p> <p>障害のある児童等に対して社会生活等に適応できるよう日常生活における基本的動作の指導、必要な知識の付与又は集団生活への適応訓練を行う必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>適切な支援を受けることで、長期的に児童の発達が促進される。</p>
介護予防・日常生活支援総合事業 ＜事業内容＞ 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、サービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う。	市	<p>＜必要性＞</p> <p>本市においては、訪問介護員による身体介護、生活援助と通所介護と同様のサービスのみの提供となっているが、要支援と認定された方にとって最も重要な「受皿」となる。</p>

				<p><効果> 高齢者が要支援状態となっても住み慣れた環境で自身の能力を生かしながら、継続して在宅生活を送ることができる。</p>
	健康づくり	食育推進事業 <事業内容> 食育講演会、食育教室、食生活改善推進員研修会、栄養相談等	市	<p><必要性> 食を味わい、おいしく食べることは、生涯にわたり健康で生き生きと暮らすことにつながるため、ライフコースアプローチを見据えた、食育の推進に取り組む必要がある。</p> <p><効果> 健全な食生活の実践は、生活習慣病予防や健康寿命の延伸につながり、食によるコミュニケーションや交流は、豊かな心を育み、長期的に地域や人々の絆を深めるきっかけづくりになる。</p>
		健康増進事業 <事業内容> 健康教育、健康相談、住民健診等	市	<p><必要性> 一人ひとりが自分の健康状態を把握し、生活習慣を見直す必要がある。</p> <p><効果> 健康意識が向上し、生活習慣が改善される。</p>
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	救急医療確保支援事業 <事業内容> 二次救急医療（小児救急医療）を確保するため、呉二次医療圏内にある小児救急医療機関へ財政支援を行う。 ・二次救急医療（小児救急医療）体制の維持・確保	市	<p><必要性> 本市の病院は、減少と医師の高齢化傾向にあり、市内の医療機関だけでは、二次救急医療体制の維持・確保が困難である。</p> <p><効果> 救急体制の充実・強化により、将来にわたって安全で安心なまちづくりが期待できる。</p>
		福祉医療費公費負担事業 <事業内容> こども等に係る医療費の一部を助成する。	市	<p><必要性> 少子化が深刻であり、子育て世代の負担を軽減</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費助成制度 		<p>し、こどもが生き生きと健やかに育つための環境づくりが求められている。</p> <p>＜効果＞</p> <p>子育て世代の経済的負担を軽減し、長期的に医療を受けやすい環境になる。</p>
		<p>在宅当番医制運営事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>休日等の医療体制を確立するため、医師会に事業委託する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>市内医療機関の当番制により、一次救急医療体制等を確保する。</p> <p>＜効果＞</p> <p>救急体制の充実・強化により、安全で安心なまちづくりが将来にわたって期待できる。</p>
		<p>救急救命士養成事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>高規格救急車に常時救急救命士を搭乗させる体制を維持するため、救急救命士を計画的に養成する。</p> <p>高度な救急医療提供体制の構築を目指し、救急救命士の教育指導体制を強化するため、指導救命士を養成する。</p>	消防本部	<p>＜必要性＞</p> <p>質の高い救命処置及び救急業務の高度化が求められている。</p> <p>＜効果＞</p> <p>継続してより高度な救命処置を行うことにより、救命率の向上が図られる。</p>
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>義務教育</p> <p>学校再編・通学支援事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>学校再編等に伴い遠距離通学となった児童・生徒に対し、スクールバスの運行又は定期券補助により支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス運行委託 ・定期券補助 	市	<p>＜必要性＞</p> <p>学校再編等に伴い遠距離通学となった児童・生徒に対して、安全で安心な通学環境を提供する必要がある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>学校規模の適正化による学校教育の充実が図られるとともに、将来にわたって安全で安心な通学環境が整えられる。</p>
		<p>A L T (外国語指導助手)招致事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>小中学校にA L T (外</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>英語によるコミュニケーション</p>

	<p>国語指導助手) を派遣し、ネイティブスピーカーとして指導補佐を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導業務委託 		<p>ーション能力向上のため、ネイティブな英語に触れる機会が必要である。</p> <p>＜効果＞</p> <p>継続して児童・生徒の国際感覚を養い、小学校ではコミュニケーション能力の素地を養う取組を、中学校ではコミュニケーション能力の基礎を養うことができる。</p>
	<p>里海学習推進事業</p> <p>＜事業内容＞</p> <p>ふるさとの自然に対する知的好奇心や探究心を育み、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む人材を育てるため、「里海」を教育資源とした江田島市ならではの「特色ある教育」を実施する。</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>身近にある自然と共生することの大切さを体験的・継続的に学ぶ場や機会が少なくなっている。</p> <p>＜効果＞</p> <p>自然に直接触れ、海辺の生物を観察する体験活動や調査・研究活動(科学研究)などを通じて、ふるさとの自然の豊かさを実感し、自然科学・環境に関する学習意欲を継続して高めることができる。また、命を尊び、ふるさとの自然を大切にし、郷土を愛する豊かな心を育むことができる。</p>
高等学校	<p>大柿高等学校サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大柿高等学校魅力化事業 <p>＜事業内容＞</p> <p>大柿高等学校活性化地域協議会の協議結果に基づき、「魅力ある学校づくり」につながる取組を支援する。</p> <p>・大柿高等学校活性化事業</p>	市	<p>＜必要性＞</p> <p>大柿高等学校は市内唯一の高校で、存続できなくなった場合、子育て世代の転出要因となるおそれがある。</p> <p>＜効果＞</p> <p>将来にわたって大柿高等学校の魅力向上や定員充足率の向上が期待できるとともに、地域の教育力や子育て環境の充実化も期待できる。</p>

	<p>＜事業内容＞ 大柿高等学校の活性化や魅力づくり及び中高連携の取組を支援する。</p>		<p>＜必要性＞ 生徒数を増加させ、教育活動をより活性化することにより、生徒の学習意欲を向上させる必要がある。</p>
生涯学習・スポーツ	<p>生涯学習講座事業 ＜事業内容＞ 各種生涯学習講座を実施する。</p>	市	<p>＜必要性＞ 住民が教育、学術及び文化に接するための場として、各種生涯学習講座の実施が求められている。</p>
	<p>総合型地域スポーツクラブ事業 ＜事業内容＞ 総合型地域スポーツクラブ「江田島eスポーツクラブ」を支援する。</p>	市	<p>＜必要性＞ こどもから高齢者まで、市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる場の提供が求められている。</p>
その他	<p>教育施設等解体事業 ＜事業内容＞ 施設再編等により廃止となった施設を解体する。</p>	市	<p>＜必要性＞ 廃止に伴う未利用施設について、老朽化による景観の悪化や、倒壊等の防止など市民の安全安心を守るために、適正に管理する必要がある。</p>

9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	まちづくり推進事業 <事業内容> まちづくり団体補助 (まちづくり協議会等)、地域提案型活動支援事業補助、集落支援員、地域おこし協力隊等を活用した取組	市	<必要性> 市民と行政の協働によるまちづくりを推進する必要がある。 <効果> 地域の特性を生かした自主的・主体的な取組が将来にわたって図られる。
			公共施設等改修事業 <事業内容> 公共施設等の老朽化に伴う改修を行う。	市	<必要性> 公共施設等の老朽化や災害に備え改修等を行い、市民の安全性を確保する必要がある。 <効果> 市民の安全性の確保や利便性の向上を図る。
			公共施設等再編整備事業 <事業内容> まちづくり活動の推進に向けた地域拠点の整備を行う。	市	<必要性> 地域内に非耐震施設(集会所)が残存しており、まちづくり活動を安全に行うことができる拠点が必要である。 <効果> 地域拠点の整備を支援することにより地域活動の活性化を図る。
			公共施設等解体事業 <事業内容> 公共施設再編により廃止となった施設を解体する。	市	<必要性> 廃止に伴う未利用施設について、老朽化による景観の悪化や、倒壊等の防止など市民の安全安心を守るために、適正に管理する必要がある。 <効果> 未利用施設の解体撤去により、危険建物がない生活環境の改善を図るとともに、長期的に跡地活用の促進を図る。

江田島市過疎地域持続的発展計画
(令和 8 年度～令和 12 年度)

広島県江田島市

令和 年 月

広島県江田島市（企画部 企画振興課）
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原 505 番地
TEL 0823-43-1630 Fax 0823-57-4433